



2019年度 上期

委託作業安全推進会議資料

株式会社静岡県電気工事協力会
中部電力株式会社 静岡支社

2019年度上期委託作業安全推進会議議事

席次

- 1 挨拶
株式会社静岡県電気工事協会代表取締役松本社長
中部電力株式会社静岡支社 横山配電運営課長
- 2 議題
(1) 平成30年度下期配電部門災害発生状況
ならび平成30年度下期安全パトロール結果について
- (2) 平成30年度協力会安全管理基本計画(最終報告)について
- (3) 各センター教育訓練実施状況について
- (4) 平成30年度下期安全パトロール結果について
- (5) 安全パトロールの取組に関する意見交換について(デブスカッション)
株式会社静岡県電気工事協会 大澤副参与
- (6) その他

資料№1～5 中部電力株式会社 静岡支社 大澤副参与	法月副主査	松田副社長	松本社長	(司会) 高橋主査	横山委員 (中部電力配電運営課長)	大澤委員 (中部電力配電運営課副長)
資料№6 株式会社静岡県電気工事協会 大澤副参与	藤田幹事	山口事務	山崎事務			佐野委員 (中部電力NIV営業G副長)
資料№7 株式会社静岡県電気工事協会 各センター代表者	榊委員					石島幹事 (中部電力NIV営業G担当)
資料№8 株式会社静岡県電気工事協会 大澤副参与	中山委員					鈴木委員
以上	青木委員					篠崎委員
	北堀委員					石野委員

安全スローガン(株)静岡県電気工事協力会通記事項)
『安全作業遂行における作業責任者・作業者の任務をそれぞれが果たし、
感電をゼロとする作業災害を撲滅する。』

平成30年度の安全管理は、この基本計画に基づき各県協分会において具体的な施策を推進し、作業災害および公衆災害の防止に万全を期する。

1 基本計画
昇降柱訓練・教育訓練、安全パトロールなどを通して、「安全作業必携」等に定められた基本事項の遵守を徹底し、基本に忠実な作業の定着を図るとともに、協会組織見直しを着実に推進していくことにより、作業災害(感電・転落・感電災害)および公衆災害を撲滅する。

2 実施項目

(1) 基本事項の遵守の徹底

- 店主・作業責任者は、作業者に対して、作業内容と有資格者を明確にした的確な指示、助言を確実に行う。
- 共同受注契約に基づく昇降柱訓練・教育訓練は、実現場作業および災害事例に基づいた訓練カリキュラムを反映するとともに、所定の回数・時間での実施および受講を徹底する。
- 安全パトロールは、計画的に実施するとともに、重点事項の指摘を受けた作業者に対する徹底かつ継続的なフォローにより改善状況を確認する。

(2) 協会組織見直しの実施が推進

- 引込工伴センターの直営班施工能力を整備し組織全体の安全施工体制を推進するとともに、工事店、個人の技能レベルに依じた施工範囲の遵守を図る。
- 訓練主催者・パトロール者の意識改革(契約元の責務、教育訓練・安全パトロールの意義を再認識)を図る。

3 具体的な内容

(1) 諸施策の展開

実施事項	徹底内容
有資格者(施工区分)による委任作業への従事の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆店主・作業責任者による作業者への作業内容と有資格者を明確にした作業指示の徹底 ◆委任工事に従事する作業者に変更があった場合には、速やかに中部電力へ届け出るとともに、昇降柱訓練・教育訓練を受講したうえで従事させる旨の徹底
無警告注上安全帯の確実使用と基本動作の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆「安全作業標準(注上作業)」「訓練プログラムシート」「災害事例集」(災害事例集)を活用した無警告注上安全帯の確実使用の徹底 ◆補助フック取付位置(取付できる箇所・できない箇所)、安全帯の確実使用の徹底 ◆移動時、検査前における補助脚線の確実使用の徹底 ◆引込線工事2名以上の実施(監督者の監電)の徹底 ◆「安全作業標準(注上作業・計器作業)」を活用した保護具の確実使用の徹底
保護具、防具の確実使用の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆アームバンデット、弱電、メツベンジャーワイヤーを含めた検電の確実実施の徹底
検電の確実実施の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆安全帯D取付近への本フック取付時に ◆絶電しやむやみ物等の装着禁止の徹底 ◆低圧番線(後段)作業時における監督等の作業責任者の任務の徹底
作業災害	<ul style="list-style-type: none"> ◆店主による安全作業必携「第2章 作業責任者の任務」の内容の徹底 ◆「安全作業標準(梯子・脚立使用時)」「訓練プログラムシート」、災害事例(災害事例集)を活用した現場状況に応じた固め方法の選択と実施の徹底 ◆作業用梯子「改良型」(適合金具製品)の積極的活用

1 基本計画に基づき、等に定められている、安全帯注上に関する基本事項および法令に照らした安全作業の定着状況を確認するため、昇降柱訓練・教育訓練、安全パトロールを実施してきた。株式会社静岡県電気工事協力会(以下「県協」という)法人化も5年目を迎え、各作業引込工事センター(以下「センター」という)の体制も整えられつつあるが、再度基本に立ち返り各々の役割(監督者、相番者、作業員)を確認し、安全帯注上の文化を醸成するための施策を以下のとおり実施した。

2 実施項目

(1) 基本事項の遵守の徹底について

- ・作業前TBMも定着化してきており、作業者に対する作業手順、分担、危険ポイント等を周知している。しかし簡単な全体作業において、そのまま作業に入ることも確認されている。(感電取、感電取も発生あり)同じ現場は違うくないことを監督者は自覚し、作業者に対する指導、助言は安全の確保に繋がらないことを周知し、来年度の取り組みに活かしていく。
- ・昇降柱訓練および教育訓練は、各センターと中部電力研修センターと協働し、所定の回数、時間を確保している。また協力工事店のロープに合わせた様々な取り組み(スワートロープ等)で作業員、防具の取扱いを実施している。
- ・安全パトロール各センターによって、実施回数、ポイント等でばらつきがある。中部電力側のパトロールと共同実施した際に、見るべきポイント、確認事項について共有する。また、被パトロール者に対しては、作業後の意見交換の場を設けて気付いた点に関する、監督者、作業者の考えを徹底、定正していく。
- ・各協力工事店の施工レベルに対する従事者ラック、工事店ラック毎の技能訓練を実施した。各センターが実施した詳細は以下の通り。

実施センター	実施日	対象ラック	実施内容
丸根センター	①8/18-20 (昇柱訓練)	①丸根ラック: 3名、丸根ラック: 3名、もラック: 4名	①昇降柱訓練、通いロープの取り扱い、安全教育、過去災害(感電)に関する検討会
静岡センター	②7/19, 26 (技能維持講習)	②上野受講習: 20名	②上期と同じ
清水センター	③5/21-23 (昇柱訓練)	③21日 55名、22日 57名、23日 46名	①昇降柱訓練、機械からスワートロープへの取替引込線、3.20V 新電、計器取付
藤枝センター	④11/29 (認定ラック教育)	④認定ラック教育: 7社	②認定ラック教育(始末・新取)は下期11月に実施
	・4/10	・4/10	・昇降柱訓練および引込線研修(技能維持)
	・4/17, 19	・4名	・ラック通電者対象
掛川センター	・6/5, 19	・6月店主安全教育: 114社	・ラック新規取得者
	・5/10, 11	・5月委託安全推進会議	・5月監電教育: 16名
浜松センター	①10/12, 16	①ラック: 90名	・昇降柱訓練(3名1組により引込線(2mm)の弱打修らし・監督、地上者の監督訓練含む)
	②10/16, 23, 25, 29	②引込線引込線: 監電、地	・安全教育(災害事例集・KYT)
	31, 11/1, 9, 13, 19	③初心者	・監電教育(新規取得者等)に向け実施
	③11/22, 27		・安全帯注上教育: 安全DVD上映、安全作業必携が合せ

3 具体的な内容

(1) 諸施策の展開について

実施事項	徹底内容
有資格者(施工区分)による委任作業への従事の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆パトロールにて、作業責任者による有資格者の確認をした。 ◆契約更改時に従事者ラックの連続、新規ラック取得者に対し漏れの無い教育訓練を実施した。
無警告注上安全帯の確実使用と基本動作の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆パトロールにて、作業責任者に対し、作業者に基本動作を遵守させるよう指導徹底を図った。
保護具、防具の確実使用の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆安全教育(昇降柱訓練を含む)時、災害事例集を基に、無警告注上安全帯の適正使用の徹底と使用状況、Dフック付近の道具類の有無を確認した。
検電の確実実施の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆技能訓練およびパトロール中に一連の動作における安全ポイントを中部電力と協議して指導した。 ◆補助フック取付位置(取付できる箇所・できない箇所) ◆安全帯時、感電の実施 ◆移動時、検査前における補助脚線の確実使用 ◆アームバンデット、弱電、メツベンジャーワイヤー一検電実施 ◆昇降柱の固定方法と実施 ◆保護具、防具の使用前点検を含めた確実使用と取付手順、防護用品の確認した。 ◆作業責任者による活線作業中の監視位置、作業者への確認、指導がポイントの正確性
作業災害	<ul style="list-style-type: none"> ◆低圧番線(後段)作業時における監督等の作業責任者の任務の徹底

高引作業車の的確な使用の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆使用前の作業手順規制装置および緊急停止装置などの動作確認の徹底 ◆訓練プログラム・シート、安全作業必携を活用したアトリカーの確実な取付・固定・取外、輸止めへの確実な使用、車両のギヤ（変速機）の中立状態確認の徹底 ◆高引作業車搭載時の安全帯（開閉）使用の徹底
公共災害	<ul style="list-style-type: none"> ◆柱上作業における作業責任者の任務の徹底 ◆作業区域内への公衆の進入防止を目的とした標識類の設置の徹底
法令遵守の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆安全教育用ビデオなどを活用した「作業責任者の任務」の重要性等の徹底 ◆店主による安全作業必携「第10章 災害報告と災害防止対策」の内容の徹底

梯子・開立の確実な固定の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆上記のポイントを確認した結果、一部安全帯の不順工使用（補助フックの取付位置が低く）、3点支帯の未実装が判明受け直したため、即時指導を行った。 ◆安全教育（昇降柱訓練を含め）時に、過去の災害事例を基に、高引作業車の適正な取扱いを周知し、アトリカーの取付した取外・固定・取外、輸止めへの確実な使用について確認、指導した。 ◆パトロールにて、一部高引作業車の使用について不適切な行動（緊急停止装置の動作確認未実施、車体の不均衡、車体アース未使用）があったため指導を行なった。
高引作業車の的確な使用の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆パトロールにて、柱上作業者に対する「コー・ストロフ」の取付を確認した。 ◆教育訓練（昇降柱訓練を含め）およびパトロール時安全作業必携による作業責任者の任務について確認した。 ◆パトロールにて、公衆安全の確保が適切に行われていることを確認した。一部現場において、標識類が不十分であった。 ◆道路規制の引込機新設時、カーブ半径の適正配置による通行止め作業が行われていることを確認した。
公共災害	<ul style="list-style-type: none"> ◆柱上作業における作業責任者の任務の徹底 ◆作業区域内への公衆の進入防止を目的とした標識類の設置の徹底
法令遵守の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆安全教育資料などを活用した「作業責任者の任務」の重要性等の徹底を図った。 ◆店主による安全作業必携「第10章 災害報告と災害防止対策」の内容の徹底を図った。

(2) 実施場作業に則した昇降柱訓練・教育訓練の実施

- ◆共同受注契約に基づく昇降柱訓練・教育訓練の確実な実施および受帯（1回/毎年、所定の期間で開催）
 - *協力工事店C（信昌）への教育訓練についても、全てを対象に1回/毎年開催する。
- ◆「安全作業必携」、「安全作業標準」、「訓練プログラム・シート」および災害事例（災害事例集）を活用した基本事項の徹底
- ◆実施場作業および災害事例に基づいた訓練カリキュラムの充実（引込機の接続、保護具・防具の取付、梯子の固定、高引作業車の設置・作業区域確保等）
 - *昇降柱訓練においては、待機時間を有効活用する。
 - *高引作業車の設置ではビデオ（長野県電気工事協力会作成）やDVD（メーカー作成）を活用する。
 - *従業員名簿による受講対象者（引込線、器具作業従事者）の確実な確認
 - *訓練担当者、訓練中の災害・事故等の可能性を考慮し、訓練受講者への緊急対策の適用について検討する。

(2) 実施場作業に則した昇降柱訓練・教育訓練の実施について

- ◆昇降柱訓練・教育訓練の実施結果は別紙参照。
- ◆共同受注契約に基づく昇降柱訓練・教育訓練は上記項目2の教育訓練にて実施した。
- ◆「安全作業必携」、「作業手順書」、「訓練プログラム・シート」、過去の災害事例を活用し、基本事項の徹底・作業手順確認を実施した。
- ◆作業名簿・過去災害事例等を受講者のラングの確認を実施した。
- ◆従事者名簿および認定書にて受講者のラングの確認を実施した。

(3) 安全パトロールの効果的な展開

- ◆規定回数を考慮した実施計画の策定
- ◆安全パトロール票を活用した安全パトロールの実施
- ◆安全パトロール指摘事項取約票を活用した指摘事項の定量的把握・分析
- ◆直近の昇降柱訓練・教育訓練、再パトロールによる重点事項の指摘を受けた作業者に対する確実かつ継続的なフォローの実施
- ◆同種災害撲滅に向けた再発防止策等の共有化情報の水平展開
- ◆平成30年度は、パトロールの最重要項目として「保護具・防具の使用」「安全帯・開閉の使用状況」「作業責任者の指示・監視」「高引作業車の安全作業」を設定
- *最重要項目については、パトロール者が特に意識してチェックし、問題が確認された場合には「作業を中断させてその場で指導する」などにより安全意識向上を徹底する。

(3) 安全パトロールの効果的な展開について

- ◆安全パトロールの実施結果は別紙参照。
- ◆安全パトロール票を活用した安全パトロールを実施し、内容についても作業状況および指摘内容が明確に分かるように下記コメント欄へ記載した。
- ◆安全パトロールの指摘事項について集約し、指摘事項の内容把握の分析を実施した。（別紙参照）
- ◆安全パトロール票は、指摘事項を集約して各セクターから直営班に配布し、作業員全員への周知徹底と次回パトロール時に、作業員への意識・知識確認を実施した。
- ◆過去の災害について再周知するとともに、安全パトロールにおいて過去の災害に対し再発防止策等を実施するよう指導した。
- ◆安全パトロールにおいて、パトロール者は特に重点項目に対し確認し、問題が確認された場合には作業を中断させてその場で指摘、指導を実施した。
- ◆従来のパトロールは用意された現場で行うのが常であり、通常の作業を確認出来ない。各セクターが保有している施工予定表から、抜き打ち（ランダム）でパトロールを実施し、真の危険要因を洗い出し、災害の芽を摘んでいる。*下期に1件、請願センターにて実施。（指摘事項無し）
- ◆中部電気工事協力会連合会主催の技術会議において、他県の交換、パトロールに向けた動きがあるが、詳細が決定した際に周知する。

(4) 協力会組織見直しの着実な推進

- ◆引込工事センターの直営班施工能力の整備
- ◆安全措置を要する引込線工事の引込工事センター直営班での施工の推進
- ◆工事店、個人の技能ラングに応じた施工範囲の遵守
- ◆訓練担当者、パトロール者の意識改革による教育訓練、安全パトロールの充実化
- *県協力をまた引込工事センターは、パトロールにおける指摘状況や災害事例等を踏まえて安全スローガンを作成するなどにより、意識改革を図る。なお、電力は引き続き教育訓練、安全パトロールに協力する。

以上

(4) 協力会組織見直しの着実な推進について

- ◆平成28年度から引込線架設改修費を受益しているが、各セクターとも顕著的な進捗となっている。引き続き施工を実施する。H30年度は、掛川センター施工の未定分を清水、藤枝の各センターが加工して頂いた。
- ◆中部電力機の契約、しゅん工調査に際する電子化を進め、申込、審査、工事、しゅん工、検査と各工程でまだ不具合な点が取返られる。更なる電子化運用の定着に向け、改善して欲しい。点は中部電力機の担当部署に連絡し、協議して取り組んでいく。
- ◆昇降柱訓練、安全教育を通じて、工事店、個人の技能ラングに応じた施工範囲の遵守をよう指導した。
- ◆各セクター主導で技能訓練や安全パトロールを実施した。また、中部電力による安全パトロールで指摘、推奨事項をいっしょにすることで、安全・品質の向上を図った。

以上

清水電気引込工事センター

下期 9/21～3/20 安全パトロール後の改善状況 (フォロー)	下期 9/21～3/20 教育訓練 (昇降柱訓練等) 実施状況
<p>(10/4 パトロール)</p> <ul style="list-style-type: none">・指摘事項なし <p>(31/3/14 パトロール)</p> <ul style="list-style-type: none">・指摘事項なし	<p>(認定ラック教育～補完・新規)</p> <p>11/29</p> <p>参加会社数 7社 参加者数 12名</p>

平成 30 年度（下期 9/21～3/20）安全パトロール後の改善状況（フオロー）および
教育訓練（昇降柱訓練等）実施状況センターでの取り組みについて

静岡電気引込工事センター

<p>下期 9/21～3/20</p>	<p>下期 9/21～3/20</p>
<p>安全パトロール後の改善状況（フオロー）</p>	<p>教育訓練（昇降柱訓練等）実施状況</p>

指摘事項無いため改善事項なし。
今後とも、基本に忠実な作業をしていく。

技能維持教育の実施
平成 30 年 10 月 17・18・23 日（延べ 3 日間）
中部電力油山配電訓練センターにて実施
受講予定：137 名、受講者：119 名、欠席者：18 名
欠席者に対する補完教育
平成 31 年 2 月 19・26 日（延べ 2 日間）
中部電力静岡営業所構内で実施

<p>下期 9/21～3/20</p> <p>安全パトロール後の改善状況（フオロー）</p>	<p>下期 9/21～3/20</p> <p>教育訓練（昇降柱訓練等）実施状況</p>															
<ul style="list-style-type: none"> ● 全ランクを対象に実施 <ul style="list-style-type: none"> A ランク 4社 B ランク 3社 C ランク 2社 <p>〈焼津地区〉</p> <p>高所作業車関連の事故が多いことを踏まえAランク以上の工事店は積極的に実施していききたい</p> <p>また B ランクの工事店も同様に実施していききたい</p> <p>〈藤枝地区〉</p> <p>腕金の検電時に補助フックが未使用</p> <p>DV線接続時に線みきがさがされていない</p> <p>〈島田地区〉</p> <p>脚立が逆向きに使用されていた</p> <p>車から離れる時に未施錠だった</p> <p>※改善事項の指摘は、パトロール中に作業責任者及び作業者へ伝えた</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 技能維持訓練を各地区にて実施 <table border="1" data-bbox="877 1164 1117 1747"> <tbody> <tr> <td>10月17日</td> <td>南榛原地区</td> <td>71名参加</td> </tr> <tr> <td>10月24日</td> <td>島田地区</td> <td>67名参加</td> </tr> <tr> <td>11月9日</td> <td>焼津地区</td> <td>68名参加</td> </tr> <tr> <td>11月13日</td> <td>藤枝地区</td> <td>89名参加</td> </tr> <tr> <td>1月24日</td> <td>追加実施</td> <td>8名参加</td> </tr> </tbody> </table> <p>昇降柱訓練での安全靴着用が定着していない</p> <p>検電器を持参してこない人がいた</p> <p>（共有工具として準備しておくのも手段）</p> <p>安全帯を引きずる人や地面へ投げ置く人がいた</p> <p>（破損や故障の原因になるため丁寧に扱いたい）</p> <p>計器訓練での安全マスキの未使用が目立つ</p> <p>今後も確実な訓練の実施が重要になる</p>	10月17日	南榛原地区	71名参加	10月24日	島田地区	67名参加	11月9日	焼津地区	68名参加	11月13日	藤枝地区	89名参加	1月24日	追加実施	8名参加
10月17日	南榛原地区	71名参加														
10月24日	島田地区	67名参加														
11月9日	焼津地区	68名参加														
11月13日	藤枝地区	89名参加														
1月24日	追加実施	8名参加														

榑掛川 電氣引込工事センター

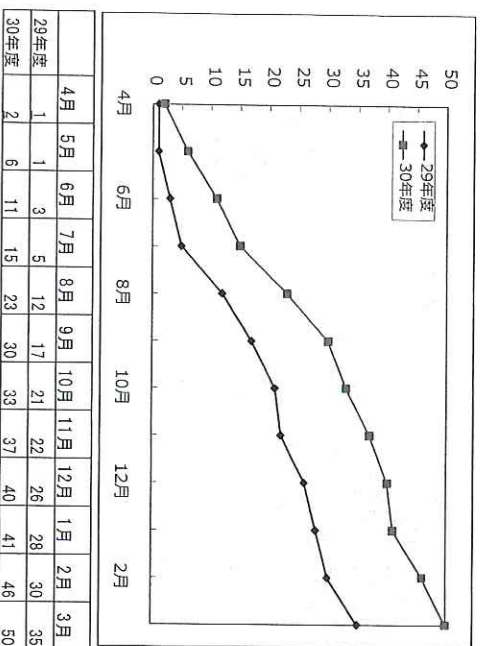
<p>下期 9/21～3/20 安全パトロール後の改善状況 (フオロー)</p>	<p>下期 9/21～3/20 教育訓練 (昇降柱訓練等) 実施状況</p>
<p>➤ 指摘事項に関しては、改善指示を適切に行い、 良いコミュニケーションのもと、 その時の工事現場で即時に修正させた。</p>	<p>➤ 9月21日～3月20日 安全パトロール…43回実施しました。 (安全パトロール専従契約社員による)</p> <p>➤ 11月1日～12月4日の間で、14日間実施した。 昇柱訓練 73事業所 171名を実施 安全教育 96事業所 249名を実施</p> <p>➤ 11月5日 榑川生涯学習センターにて、安全教育を実施した。 83事業所 81名を実施</p>

<p>下期 9/21～3/20</p> <p>安全パトロール後の改善状況 (フォロー)</p>	<p>下期 9/21～3/20</p> <p>教育訓練 (昇降柱訓練等) 実施状況</p>
<p>上期の反省を踏まえ、各パトロール者の日程調整を行い直営班のパトロールを実施できました。</p> <p>安全パトロールで時宜を得た指導を行うことで全体の技術・安全レベルは向上してきているが安全呼称は相変わらず声が小さい、安全確認を行うためには作業責任者との意思の疎通が重要です。今後、指示、復唱は大きな声を出して行うよう指導していく。</p>	<p>新規(ランクアップ含む) 認定試験の実施について</p> <p>新規</p> <p>引込b 1月22日 9:00～16:30 8名</p> <p>引込b 1月23日 9:00～16:30 8名</p> <p>計器c 1月23日 9:00～12:00 14名</p> <p>引込b 2月 5日 9:00～16:30 8名</p> <p>引込b 2月18日 9:00～16:30 2名</p> <p>ランクアップ</p> <p>b～a 2月14日 9:00～12:00 12名</p> <p>b～a 2月14日 13:00～16:30 11名</p> <p>c～b 2月18日 9:00～12:00 4名</p> <p>c～b 2月18日 13:00～16:30 3名</p> <p>フォローアップ訓練</p> <p>計器c 2月 5日 13:00～16:30 7名</p> <p>引込a 2月18日 13:00～16:30 3名</p> <p>以上80名中6名欠席 74名中2名が技量に達していない為、今回は見送った。</p>

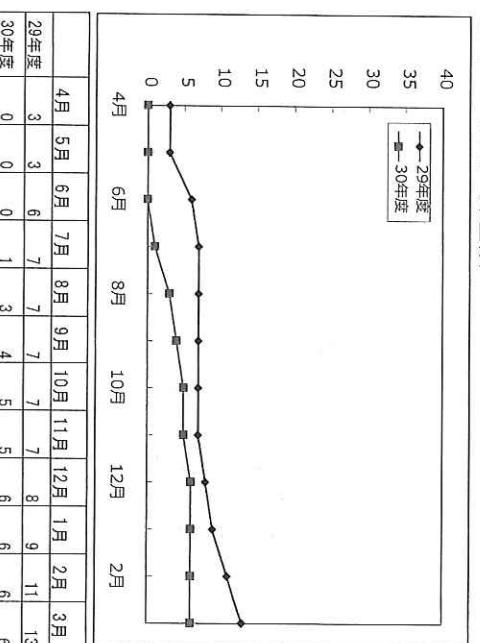
以上

災害発生状況比較（29年度・30年度）

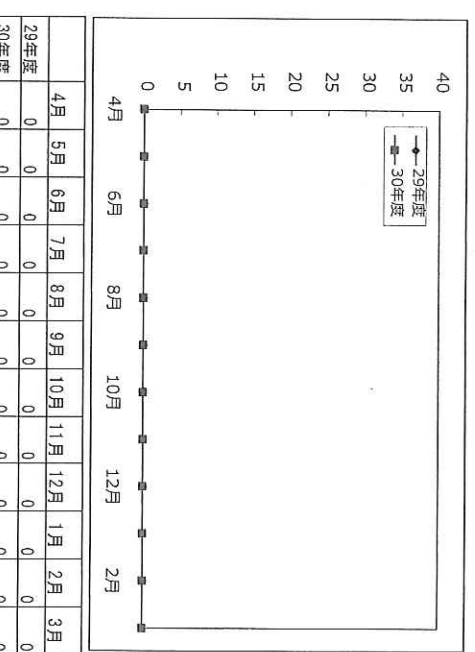
1. 直営



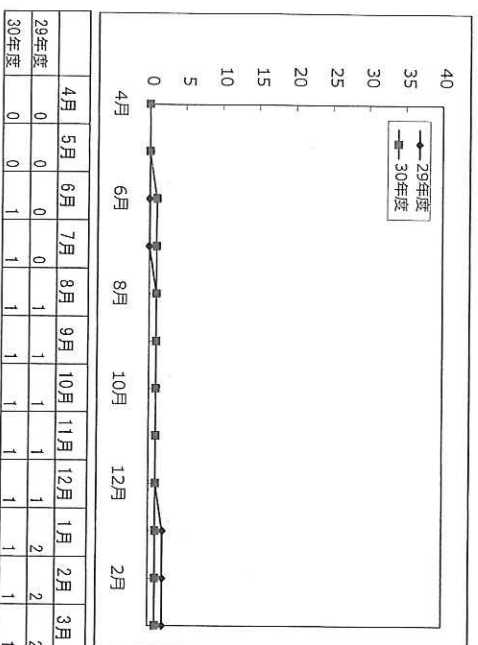
2. トーエネット（架空線）



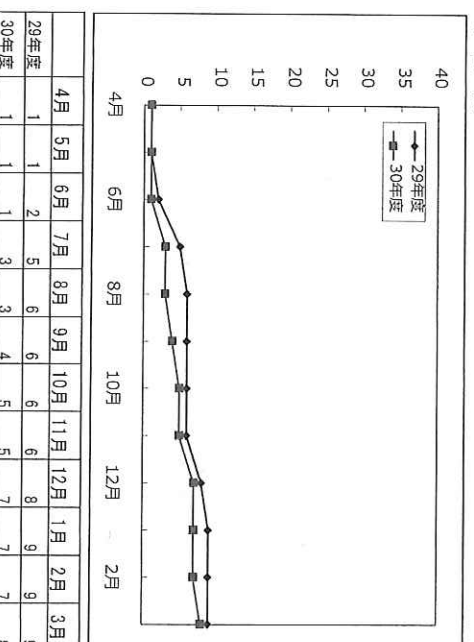
3. 地中線工事会社（4社）



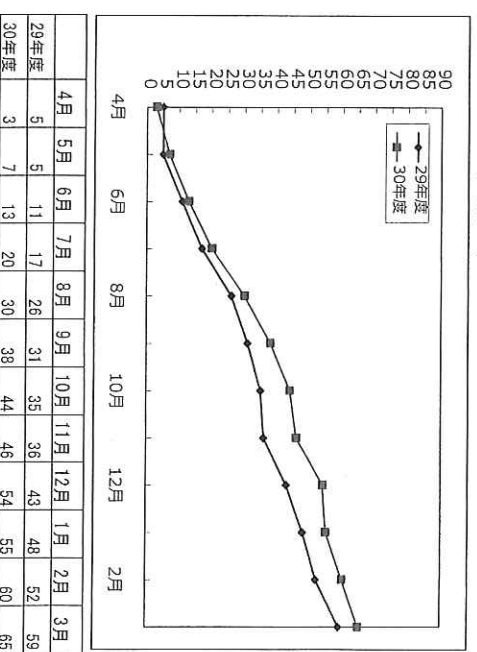
4. 引込委託店等



5. 公衆



6. 合計（自殺を除く）



2. トーエネットワーク災害発生状況

NO	発生日	天候	時間	災害種別	発生概要	支社	発生事業場	発生部署	業態	年齢	態様1	態様2	程度	相手起因
1	7月12日	曇	18:00	雷	雷 lightning 工事 側溝に転落し負傷	長野	松本営業所	配電建設課	配電	60代	その他	転落	重傷	
2	8月24日	晴	10:50	雷	高所作業車のステップにかけた足が滑り、地面に着いた足を捻った	長野	佐久営業所	配電建設課	配電	20代	その他	動作の反動	重傷	
3	8月28日	晴	12:00	雷	配電作業中、熱中症を発症	岡崎	岡崎営業所	配電建設課	配電	20代	その他	熱中症	軽傷	
4	9月4日	雨	12:00	雷	梯子から降りる際、切株を踏み抜き負傷	長野	飯田営業所	配電建設課	配電	20代	その他	踏み抜き	軽傷	
5	10月18日	晴	14:35	雷	電線張替中、金重に指を挟まれ負傷	三重	伊賀営業所	配電課	配電	20代	その他	はさまれ	重傷	
6	12月5日	晴	11:10	雷	配電作業中、墜落し負傷	名古屋	旭名東営業所	配電建設課	配電	20代	墜落	その他	墜傷	

3. 地中線業者災害発生状況

NO	発生日	天候	時間	災害種別	発生概要	店社	発生事業場	発生部署	業態	年齢	態様1	態様2	程度	相手起因

4. 委託店等災害発生状況

NO	発生日	天候	時間	災害種別	発生概要	店社	発生事業場	発生部署	業態	年齢	態様1	態様2	程度	相手起因
1	6月18日	雨	9:40	雷	配電作業中、メッセンから墜落し負傷 (電気引込工事センター)	岡崎	豊田営業所	配電建設課	配電	30代	墜落	その他	重傷	

5. 公衆災害発生状況

NO	発生日	天候	時間	災害種別	発生概要	店社	発生事業場	発生部署	業態	年齢	態様1	態様2	程度	相手起因
1	4月3日	晴	14:55	雷	現場出向中、二輪車と接触し、相手方が負傷	名古屋	春日井営業所	配電課	配電	50代	交通	四輪	不休 (公衆加害)	
2	7月18日	晴	11:00	雷	現場出向中、交差点で追突し相手方が負傷	静岡	浜松営業所	配電運営課	配電	50代	交通	四輪	不休 (公衆加害)	
3	7月20日	晴	12:55	雷	工事看板が倒れ、第三者が被災	名古屋	太白営業所	配電課	配電	20代	その他	その他	不休 (公衆加害)	
4	9月10日	曇	17:14	雷	業務上 交差点に進入した時、相手車前部が当車左側面部に衝突 (相手車側)	三軒	鈴鹿営業所	配電運営課	配電	20代	交通	四輪	不休 (公衆加害)	
5	10月9日	晴	13:07	雷	接柱作業中、ケーブルが垂れ込み第三者が被災	静岡	静岡営業所	配電建設課	配電	40代	その他	その他	不休 (公衆加害)	
6	12月8日	曇	15:46	雷	帰社途中、追突し相手方が負傷	岐阜	大垣営業所	配電運営課	配電	20代	交通	四輪	不休 (公衆加害)	
7														
8	3月29日	晴	14:20	雷	業務上 管路撤去中、第三者がコンパネにつまつき被災	名古屋	中営業所	配電地中線課	配電	70代	その他	転倒	不休 (公衆加害)	

平成30年度 災害発生詳細状況（参考）

資料No.4 中部電力側
委託作業安全推進会議
2019年 4月17日

1 中部電力災害発生状況

No.1		概 要
発生 年月日	4/4	<p><発生状況></p> <p>1 4月4日（水）14:30～16:30 本人はえん堤線調査のため山林に入り設備の調査を実施した。（設備調査のため、地面にしゃがみ調査・移動することがあった）</p> <p>2 4月6日（金）19:10 本人は営業所勤務室内で時間外勤務中、太ももに違和感があり、目視で確認したところダニが付着していたため、上長に報告した。</p> <p>3 4月6日（金）19:50 本人は病院を受診し、ダニ（タカサゴキアラマダニと推定）除去の処置を受けた。後日、皮膚科を受診するよう指導された。</p> <p>4 4月9日（月）10:00 本人は皮膚科を受診し、専門医による問診を受けた。</p>
支社	静岡	
営業所	島田	
事故 種別	傷害	
災害 程度	不休	
年齢	20代	

No.2		概 要
発生 年月日	4/5	<p><発生状況></p> <p>1 9:00頃 本人は、検査業務のため伝票5件を持ち、社有車（単独）にて営業所を出発した</p> <p>2 9:45頃 本人は、4件目の現場へ移動するため、国道165号線を東進していたところ、赤信号により当該交差点に先頭で停止した。</p> <p>3 本人は、停止後しばらくして、後続車が接近してきたためバックミラーにて後続車の動向を注視し、3台後ろまでの停止を確認した。</p> <p>4 その後、赤信号中に後続車が動き出し、当方車後方バンパーと相手方車両前部が接触した。</p> <p>5 本人は、相手方に怪我がないことを確認し、警察、保険会社および上長へ連絡した。</p> <p>6 本人は腰に痛みを感じたため、病院にて診察を受けた。</p>
支社	三重	
営業所	津	
事故 種別	交通	
災害 程度	不休	
年齢	40代	

No.3		概 要
発生 年月日	5/8	<p><発生状況></p> <p>1 7:00頃、本人は出社のため私有車にて自宅を出発した。</p> <p>2 8:14頃、赤信号のため停止し、後続車の確認をしたところ、停止する気配が無いと感じたため身構えた。</p> <p>3 8:15頃、相手車が当車後部に追突した。</p> <p>4 本人は、直ちに警察へ連絡し会社へ報告を実施した。</p> <p>5 本人は、警察、相手方の指示により病院を受診した。</p> <p>6 病院で受診した結果、異常なしとの診断を受けた。</p> <p>7 5/11 本人は、首に違和感があったため、整形外科を受診し、頸椎捻挫との診断を受けた。</p>
支社	三重	
営業所	尾鷲	
事故 種別	交通	
災害 程度	不休	
年齢	40代	

No.4		概 要
発生 年月日	5/10	<p><発生状況></p> <p>1 8:40頃、本人は班長と2名でカラス営業撤去作業のため事業場を出発した。</p> <p>2 11:00頃、14件目の現場に到着し、高所作業車で094111号柱の営業撤去に着手し、本人は柱上で営業撤去、班長は地上で監視をした。</p> <p>3 11:30頃、作業中にカラスのヒナ1羽が水路対岸の棚に落下したため、本人は柱上から地上に降りた後、班長に声を掛けず、ヒナを捕獲するため、水路を飛び越し対岸へ渡ろうとした。</p> <p>4 本人はその際、法面に敷設してある防草シートの上に足が絡まり、勢いよく水路へ転倒し、右膝を水路底面のコンクリートに強く打ち付けた。</p> <p>5 本人は自力で水路から対岸側に上がり、南側の橋を渡って高所作業車まで戻り、班長の運搬により帰社した。</p> <p>6 12:10頃帰社し、上長に事象を報告。膝の状況を確認したところ軽い擦過傷と少し腫れがある状況であったことから、上長は事業場で安静にして様子を見るよう指示した。</p> <p>7 14:30頃、膝の腫れがひどくなったため、上長は病院を受診するよう指示した。</p> <p>8 18:30頃病院で受診した結果、右膝蓋骨骨折と診断された。</p>
支社	岐阜	
営業所	揖斐川	
事故 種別	SS	
災害 程度	SS	
年齢	20代	

No.5		概 要
発生 年月日	5/21	<p><発生状況></p> <p>1 13:00頃 本人は同僚1名と、雑伝票2件を持ち社有車で営業所を出発した。</p> <p>2 13:40頃 1件目の現場で支線外れの手直し作業に着手した。本人は、地上4mまで昇柱し支線に碍子を取付後、同僚の支線下部作業を応援するために柱から降りた。</p> <p>3 13:50頃 柱から支線下部まで移動する際、地面の傾斜や岩、草木等に注意して近づいたが、右足を滑らせて体勢を崩し左膝を捻った。（左膝に痛みはあったが自力で社有車まで戻った）</p> <p>4 14:50頃 2件目の現場で支線調査を実施した。</p> <p>5 15:50頃 帰社後、膝の痛みはあったが、伝票整理を実施した。 （膝の痛みは、以前負傷した際の古傷が原因と考えた）</p> <p>6 本人は、帰宅する際、直属長に本事象の報告をした。直属長は、翌明になって痛みが治まらない場合は、病院へ行く旨を伝えた。</p> <p>7 5月22日（火）本人は、膝の痛みが治まらなかつたため、病院へ行くことを直属長へ伝え、病院で診察を受けた。</p> <p>8 診察の結果、「左膝内側副韧带損傷」と診察された。</p>
支社	岐阜	
営業所	八幡	
事故 種別	SS	
災害 程度	SS	
年齢	40代	

No.6		概要
発生 年月日	5/24	<p><発生状況></p> <p>1 8：45頃 本人は出社のため自転車自宅を出発した。</p> <p>2 自宅から東へ20m進んだところでパランスを崩して横転した。(パランスを崩した原因は不明)</p> <p>3 横転した際、左ひじと左ひざを打撲し、右足首をひねった。</p> <p>4 左ひじから出血があったため、自宅に戻り簡単に治療した。</p> <p>5 9：30頃、出社し上長に報告した。上長は病院で診察を受けるように指示した。</p> <p>6 11：50頃、近隣の病院で診察を受け、帰宅した。</p>
支社	名古屋	
営業所	小牧	
事故 種別	交通	
災害 程度	不休	
年齢	40代	

No.7, 8		概要
発生 年月日	6/1	<p><発生状況></p> <p>1 7：40頃、本人は配電機切替業務のため同乗者と社有車にて、営業所を出発した。</p> <p>2 7：45頃、本人は信号交差点の約160m手前で、信号待ちの渋滞により、前車に続いて停止行動に入った。</p> <p>3 本人はルームミラーで後続車との車間距離があることを確認し、車両を完全に停止させた。</p> <p>4 その後、後方から大きなブレーキ音があったため、ルームミラーで後方確認したところ、後続車が当車に迫ってきているのが見えた。</p> <p>5 本人は追突されると思い、フロントブレーキを踏み込むとともに、ハンドルを握りしめ身構えた直後、後続車に追突された。</p> <p>6 その際、同乗者は追突時に身構えることが出来なかった。</p> <p>7 本人は安全な位置に車両を移動させ、同乗者と相手方に怪我がないことおよび、車両の損傷状況を確認した。</p> <p>8 本人と同乗者は警察および保険会社ならびに会社へ連絡した。</p> <p>9 警察の現場検証後、本人と同乗者は背中と腰に違和感を覚えたため、病院を受診した。</p>
支社	名古屋	
営業所	一宮	
事故 種別	交通	
災害 程度	不休	
年齢	20代 30代	

No.9		概要
発生 年月日	6/1	<p>全撤作業において、引込線（耐摩耗ボリ管取付有り）を撤去しようと樹木を揺らした際、毒蛾の毒針毛に触れた。(推測)</p> <p><発生状況></p> <p>1 14:40頃、被災者は班長と2名で全撤作業（当該現場）に向向した。</p> <p>2 15:00頃、頃被災者は当該現場の引込線の撤去作業時に耐摩耗ボリ管が樹木と接触しており、引抜きが困難であったため、引込線を揺らしながら撤去した。</p> <p>3 被災者と班長の2名は、残りの伝票1件を施工後に帰社し、18:30頃に帰宅した。(当日は、腫れ、かゆみの発症は無かった)</p> <p>4 6月2日(土)9:00頃、寮の同僚から首元の発疹を指摘され、被災者が鏡にて確認したところ、多少の赤みがあったものの、昨日の作業によるものとは思わなかった</p> <p>5 同日の昼頃、被災者は首元にかゆみを感じ、再度鏡にて確認したところ、首元が赤く腫れ、鎖骨あたりまで発疹が広がっていたため、薬局で購入した塗り薬を発症部位に塗布し、様子を見ることとした。</p> <p>6 6月3日(日)薬局にて購入した塗り薬では効果がなく、かゆみおよび発疹が広範囲まで広がったため、直属長に本事実を報告した。直属長は皮膚科で受診するよう指示した。</p> <p>7 6月4日(月)被災者は皮膚科にて受診した結果、毒蛾の毒針毛に触れたことによる皮膚炎と診断され、塗り薬と内服薬の処方を受けた。</p>
支社	静岡	
営業所	掛川	
事故 種別	交通	
災害 程度	不休	
年齢	20代	

No.10		概要
発生 年月日	6/19	<p><発生状況></p> <p>1 8：10頃 本人は出社のため、営業所付近のバス停で降車し、徒歩で営業所へ向かった。</p> <p>2 8：15頃 歩道(幅3m)の左側(民地側)を西へ歩行中、前方から自転車に向かってきたため、すれ違いができるようにそのまま左側寄りを歩行し続けた。</p> <p>3 前方からきた自転車とすれ違った直後に、後方から来た自転車のハンドルの左側が、本人の右肩に担いでいたリュック(右背中部分)と接触した。相手の自転車は倒れそうになったものの、止まることなくそのまま走り去った。</p> <p>4 本人は、その接触で右腰の前にひねったが、特に痛みはなかったため、そのまま営業所へ向かった。</p> <p>5 9：00頃 本人は、腰と首に痛みが増してきたため、上長に報告した。上長は病院で診察を受けるように指示した。また、警察へ連絡した。</p> <p>6 12：00頃 近隣の病院で診察を受け、頸部挫傷、腰部挫傷と診断された。</p>
支社	名古屋	
営業所	一宮	
事故 種別	交通	
災害 程度	不休	
年齢	30代	

No.1 1		概 要
発生 月日	6/28	<p><発生状況></p> <p>1. 9:30分頃、本人は監督者と2名で7件のつる伐採のため、営業所を出発した。</p> <p>2. 10:30頃、3件目の当該現場に到着した。</p> <p>3. 現場の状況を確認した後、10:45頃、柱上に登りつるの伐採を開始した。</p> <p>4. 本人は、腰道具のサツクに鎌（カバネ付き）を収納して昇柱した。</p> <p>5. 地上6m付近のつるを伐採するため、本胴綱、補助胴綱を掛け、腰道具から鎌を取り出し、目の前のつるを伐採した。</p> <p>6. 更に上部のつるを伐採するため、鎌を右手に持ったまま、一段上部の足場ボルトを握り、左手を一段上部の足場ボルトに移す時、鎌の先端部に左手人差し指付け根が当たった。</p> <p>7. 手袋が切れているのは確認したが、痛みを感じなかったため、つるの伐採を継続していたところ、切れた手袋の隙間から傷口が見えた。</p> <p>8. 監督者に怪我をしたことを報告した。</p> <p>9. 本人は鎌を腰道具に収納して降柱した。</p> <p>10. 監督者は、傷の程度を確認した後、上長に報告した。</p> <p>11. 病院を受診して、4針縫合した。</p>
支社	名古屋	
営業所	旭名東	
事故 種別	傷害	
災害 程度	不休	
年齢	20代	

No.1 2		概 要
発生 月日	7/20	<p><発生状況></p> <p>1. 9:00から12:00頃、本人は、執務室内にて書類整理を実施した。（水分は補給せず）</p> <p>2. 13:00頃、本人は、しゅん工調査等6件の伝票を持ち、単独で社有車により事業場を出発した。13:00～17:30の間、適宜、緑茶等を1.5L程度摂取した。</p> <p>3. 17:30頃、本人は、手持ち伝票を完了し帰社した。なお、この時点では、体調は良好であった。</p> <p>4. 19:00頃、本人は痛をえた。この時、体の火照りを感じた（頭痛や吐き気などは感じなかった）。スポーツドリンクを1L程度摂取した後、夕食を摂らずに20:00頃就寝した。（就寝前の体温は39℃）</p> <p>5. 7月21日（土）6:30頃、本人は、起床した際、体の火照りが続いてきた（体温は39℃）ため、11:00頃、病院を受診した。病院にて熱中症と診断された。（点滴を実施し回復）</p> <p>6. 7月23日（月）午前、所属長と本人の会話の中で上記事象が判明した。</p> <p>※管轄労働基監督署へ本件について相談したところ、午後の業務の影響は否定できないため業務上災害として扱う旨の指導を受けた。</p>
支社	岡崎	
営業所	豊橋	
事故 種別	その他	
災害 程度	不休	
年齢	20代	

No.1 3, 1 4		概 要
発生 月日	7/23	<p><発生状況></p> <p>1. 11時20分、被災者および作業監督者は高圧線と架空地線金具に引っ掛かったカラスの撤去指示を受け、作業監督者は高所作業車、被災者は応需車にて他現場から当該現場に向向した。</p> <p>2. 11時46分頃、被災者は当該現場へ到着し、作業監督者と2名で高所作業車に搭乗し、カラス撤去作業に高圧活線着手した。</p> <p>3. 11時50分頃、カラス撤去が完了した。その際、高圧線（中側）に損傷箇所を発見し、即時補修することとした。</p> <p>4. 作業監督者および被災者は、高圧線補修作業を行うにあたり防具を持ち合わせていなかったため、保護具の絶縁下衣を防具に見立てて取り付けることとした。</p> <p>5. 被災者は、道路側高圧線への絶縁下衣の取付作業を完了し、中側高圧線への絶縁下衣の取付作業に着手した。</p> <p>6. 11時56分頃、作業監督者は、被災者の「アツ」という声を聞き、被災者の方を向いたところ、被災者が高圧線に接触していたため、高圧線から引き離れた。</p> <p>7. 11時59分頃、作業監督者は、高所作業車を操作し、被災者を地上に降ろすとともに、救急車を手配した。</p> <p>8. 12時15分頃、作業監督者は被災者が感電した旨を上長へ報告した。</p> <p>9. 被災者は、救急車にてA病院へ搬送後、ボクサーヘリにてB病院へ移送された。</p>
支社	静岡	
営業所	浜岡	
事故 種別	SS	
災害 程度	重傷	
年齢	20代 50代	

No.1 5		概 要
発生 月日	7/30	<p><発生状況></p> <p>1. 9:00頃、本人は班長と2名で配電機切替と換相作業へ出向した。</p> <p>2. 15:50頃、当該現場へ到着し本人は換相作業のため昇柱した。</p> <p>3. 昇柱途中（地上6m付近）で鼻と首筋に痛みを感じ、周囲を確認したところ鼻を突いたため、鼻に刺されたと思い班長へその旨を報告した。</p> <p>4. 班長は、本人へ自力で降柱が可能か確認したところ、可能であるとの返答があったため、降柱を指示した。</p> <p>5. 班長は、本人降柱後、刺された箇所をアイスノンローバーで吸引するとともに、直属長へ報告をした。</p> <p>6. 本人は、診療所にて治療を受け帰社した。</p> <p>診断結果、アレルギー反応もなく休業不要とのことであった。</p>
支社	藤枝	
営業所	藤枝	
事故 種別	傷害	
災害 程度	不休	
年齢	20代	

No.1 6		概 要
発生 月日	8/3	<p><発生状況></p> <p>1 13:30頃 被災者は、つる・竹巡視のため、社有車にて同僚と2名で営業所を出発した。</p> <p>2 15:25頃 被災者および同僚は、つる伐採現場に到着し、つる伐採のための下草刈りを開始した。</p> <p>3 15:30頃 被災者は、蜂が数匹飛んでいるのを確認したため、作業を中断した。その直後、右手に痛みを感じた。</p> <p>4 被災者は状況を確認したところ、右手甲1カ所を蜂に刺されていたため、ボイズンリムーバーで応急処置後、直属長へ事象を報告した。</p> <p>5 直属長は、被災者にアレルギー症状の有無を確認した後、病院での受診を指示した。</p> <p>6 被災者は病院にて、飲み薬およびステロイド剤投与の処方を受けた。</p>
支社	静岡	
営業所	清水	
事故 種別	負傷	
災害 程度	不休	
年齢	40代	

No.1 7		概 要
発生 月日	8/3	<p><発生状況></p> <p>1 7:10 被災者は出社し、台風12号に伴う倒木箇所調査の準備を行った後、8:20 同僚と共に社有車にて現場出向した。</p> <p>2 10:10 被災者は同僚と共に徒歩による山間地内調査(約6kmの徒歩路)を開始した。</p> <p>3 13:00 被災者は途中水分補給をしつつ休憩を挟みながら徒歩調査を完了した。(約3時間の徒歩)</p> <p>4 13:20 被災者は20分程度休憩し、同僚の運転にて近くの飲食店へ移動した。</p> <p>5 13:30 被災者は飲食店で綿上げ靴を脱いだ際、脚がつった状態となった。(昼食は普段通り喫食した)</p> <p>6 14:00 被災者は業務調整のため同僚の運転で天竜SSへ移動した。移動中、被災者は脚にやや痛みが残っていたため、揉み解すなどして痛みを和らげていた。</p> <p>7 14:40 被災者は天竜SSへ到着し、関係者と業務調整を行った後、15:10頃 同僚の運転で浜北営業所へ移動した。</p> <p>被災者はこの際、少し頭痛を感じた。</p> <p>(脚は違和感が残るもの、痛みは無くなっていた)</p> <p>8 16:00 被災者は浜北営業所に帰社後、上長への業務報告を行なった。上長は被災者の顔色が優れないため、冷却材と経口補水液を与え、同僚の補助のもと別室で休憩を取るよう指示をした。</p>
支社	静岡	
営業所	浜北	
事故 種別	その他	
災害 程度	不休	
年齢	40代	

9 16:30 被災者は経口補水液を補給し、休憩していたものの、再び脚がつった状態となり、次第に痛みと範囲が大きくなってきた。上長は他の同僚に対し応急措置を指示し市内の病院への搬送を手配した。同僚は被災者の足を揉み解す等の措置を行った。 <p>10 18:00 被災者は診察の結果、軽度の熱中症と診断された。病院で点滴投与後、症状に改善がみられたため、医師の判断のもと自宅にて休養することとした。</p>
--

No.1 8		概 要
発生 月日	8/6	<p><発生状況></p> <p>1 11:10頃 被災者、上席者および作業者の3名は午前中の作業が終了したため、営業所に向け出発した。(車両の窓を5cm程度開けていた)</p> <p>2 11:25頃 帰社途中に車内に蜂がいることを上席者が発見したため、停車するよう指示した。(いつ車内に入ったかは不明)</p> <p>3 被災者は、車両を安全な位置へ停車させようとした時、突然、左腿内側を蜂に刺された。</p> <p>4 被災者は、車両を安全な位置へ停車させ「ボイズンリムーバー」を使用して、毒液と毒針の吸引を実施した。</p> <p>5 上席者は被災者の体調に変化が無かったため、運転を交替し営業所に戻った。</p> <p>6 11:35頃、上席者は上長に報告した。</p> <p>7 上長は患部を冷やすために、保冷剤にて被災者の患部を冷却した。</p> <p>8 11:45頃 被災者に体調の変化はなかったが、念のため病院へ搬送した。</p> <p>9 診察の結果、アナフィラキシー症状は出ていないため様子を見ることと塗布薬を処方された。</p>
支社	名古屋	
営業所	小牧	
事故 種別	負傷	
災害 程度	不休	
年齢	20代	

No.1 9		概 要
発生 月日	8/14	<p><発生状況></p> <p>1 14:40頃、本人は監督者と2名でツル伐採に着手した。</p> <p>2 本人は、低圧線の密閉途中に巻き付くツルの根元を伐採するため、監督者の監視のもと伐採を開始した。</p> <p>3 14:50頃、本人は、伐採を終え道路と土手との境にある側溝(幅6cm深さ55cm)をまたいで渡ろうとした。</p> <p>4 側溝を右足からまたぐ際に、体のバランスを崩し左足が側溝にすり落ちた。</p> <p>5 その際、前のめりに転倒し、左内ももを側溝から突き出ていた鉄筋(約5cm)に強く打った。</p> <p>6 監督者は、直ちに会社へ連絡し、上長の指示により救急車を手配した。</p> <p>7 15:15頃、救急車が現場に到着し、本人は病院へ搬送された。</p>
支社	長野	
営業所	飯山	
事故 種別	傷害	
災害 程度	不休	
年齢	20代	

No.2 0		概 要	
発生 月日	8/15	<p><発生状況></p> <p>1 9:00頃、本人は新築アパートのしゅん工検査のため、同僚1名と上記地内へ別々の車両で出向した。</p> <p>2 9:20頃、本人は現地に到着した。検査出向依頼票の連絡事項欄に「開閉器箱の中に鍵は有り」との情報から、同僚が到着するまでの間に、各部屋の鍵を開けて検査の準備をすることにした。</p> <p>3 集合計器BOX（以下計器BOXという）周辺は、水路管工事により地面が掘削されており、計器BOXの位置が通常より高い位置となっていた。そのため、本人は計器BOX内を確認するために鉄箱の扉を開けて計器BOX下部の線に両手をかけ、身乗り上げる形で確認したが、鍵は見つからなかった。</p> <p>4 計器BOXの左隣には鉄箱が2個施設されており、鉄箱に入れている可能性もあると考え、1つ目（真ん中）の鉄箱の扉を開けて探したが見つからなかった。</p> <p>5 9:25頃、本人は、2つ目（左側）の鉄箱の扉を開けて、計器BOXの時と同様に、身を持ち上げて確認しようとしたところ、扉が少し閉まり、扉の角へ額が接触し負傷した。（この鉄箱内に鍵が保管されていた）</p> <p>6 本人は、負傷部位より出血があったため、直ちに上長へ連絡した。</p> <p>7 9:30頃、同僚が現場に到着した。被災者より負傷した旨の報告を受けるとともに、上長の指示により、同僚の運転で岡谷市民病院に搬送し、治療を受けた。</p> <p>8 診断の結果、傷薬を処方された。</p>	
支社	長野		
営業所	諏訪		
事故 種別	傷害		
災害 程度	不休		
年齢	40代		
No.2 1			概 要
発生 月日	8/16		<p><発生状況></p> <p>1 8:50頃、本人は監督者と2名で改修工事（5件）のため、営業所を出発した。</p> <p>2 10:00頃、3件目のつる伐採現場に到着した。</p> <p>3 10:05頃、TBM:XYを実施後、高所作業車にて柱上に巻き付いたつるの伐採作業を開始した。</p> <p>4 本人は、腰道具と手綱（のこ、鉈（なた）鉋（新品））を持参し、バケツト内へ乗り込んだ。</p> <p>5 10:10頃、本人は、バケツト内で鉋鎌を使用するため、鉋鎌のカバーを外し、その後刃の保護ビニールを刃に沿って外した際、鉋鎌の先端部に左手人差し指が接触し負傷した。</p> <p>6 本人は、監督者に怪我をしたことを報告した。</p> <p>7 10:15頃、監督者は、傷の状況を確認した後、上長に報告した。</p> <p>8 本人は、監督者の運転により伊那中央病院を受診し、治療を受けた。後日、紹介された飯田市立病院で再度診察を受けるよう指示された。</p>
支店	長野		
営業所	伊那		
事故 種別	傷害		
災害 程度	不休		
年齢	10代		

No.2 2		概 要
発生 月日	8/17	<p><発生状況></p> <p>1 9:00頃、被災者は、模擬設計の現場確認のため、指導員以下6名にて当該場所に向かった。</p> <p>2 9:05頃、被災者は、模擬設計現場へ到着した。</p> <p>3 9:10頃、現場設計中、被災者は、移動した際に右足太股に「チクリ」と痛みを感じたため、足を振ったところ、ズボンの裾から針が逃げた。</p> <p>4 患部を確認したところ針の針が刺さっていたため、自ら針を取り除いた。</p> <p>5 指導員の指示によりボイスレコーダーを使用し、緊急措置後、指導員が直属長へ報告した。</p> <p>6 その後、痛みが軽減されたが、念のため病院で診察を受けた。</p>
支社	静岡	
営業所	電サ部	
事故 種別	傷害	
災害 程度	不休	
年齢	10代	
No.2 3		概 要
発生 月日	8/21	<p><発生状況></p> <p>1 本人は吉田配電訓練所において、同僚10名と高圧絶縁電線張替作業（教育）に参加していた。</p> <p>2 14:20頃 本人は高圧絶縁金に取付けた電線を接続するため、電線剥器（ハイビーク）にて電線先端の被覆の剥き取りをしたが、電線被覆が上手く剥き取れなかった。</p> <p>3 本人は、電線に残った被覆を電工ナイフで剥き取るため、左手で電線を持ち、右手で電工ナイフを電線先端に当てようとした際、誤って電工ナイフで左手親指を切傷した。</p> <p>4 本人は、指導員を通じて上長へ報告し、病院にて診察、治療を受けた。</p> <p><当日の服装> ヘルメット、濡上靴、安全帯（胴綱）、作業用手袋（皮手）</p>
支店	岐阜	
営業所	中津川	
事故 種別	傷害	
災害 程度	不休	
年齢	50代	

No.24, 25		概 要
発生 年月日	9/5	<p><発生状況></p> <ol style="list-style-type: none"> 9/4 (火) 19:00 頃、本人・同乗者は、自営業所での台風対応（現場従事なし）を終え、復旧応援のため新城営業所へ出発した。（20:20 頃新城営業所へ到着） 20:40 頃、両者は、配電線路の巡視のため設楽町方面へ出向した。 巡視中は休憩を3回、運転者の交代を2回した。 9/5 (水) 6:00 頃、新城市作手で巡視を終え、新城営業所へ向かった。 6:30 頃、本人は、眼気を感じたため路肩に車両を停止し、10分程度の休憩をとって眼気を解消した。（次のコンビニで改めて休憩することを打ち合わせた。） 7:00 頃、本人は約40km/hで走行中、当該カーブに差し掛かり、ハンドルを左に切って進入した。（この時点では、意識があった） 車両がガードレールに近づくにつれて同乗者が「危ない」と声をあげた直後、ガードレールに接触した さらに車両は19m程進行し、ガードレールの端に正面から衝突し停止した 本人は、衝突のショックにより意識を取り戻し、居眠りをしていたことに気づいた。 両者は直ちに警察および上長に連絡した。 現場検証後、本人と同乗者は近隣病院を受診し、治療（本人：左下腿切創、頸椎捻挫、同乗者：左足指骨折）を受けた。
支社	岡崎	
営業所	新坂	
事故 種別	交通	
災害 程度	不 休 重 傷	
年齢	30代 50代	

No.26		概 要
発生 年月日	9/5	<p><発生状況></p> <ol style="list-style-type: none"> 8:00 頃、本人は、台風21号通過後の特別巡視のため、上席者と2名で現場へ出向した。 8:30 頃、現場に到着し、徒歩にてサテライトの巡視に入った。上席者の指示でつる切りのために長柄鎌を持参した。 11:20 頃、本人は、麓付近まで下ったところで、倒木による高圧線垂下を発見したため、上席者の指示で折損したパンザ柱の現場確認に向かった。また、上席者は電源柱に移動した。 11:30 頃、本人は現場確認を終え、急斜面を避け緩斜面を下ろうとしたが、木の葉が地面に堆積して地面の形状がわからなくなったため、長柄鎌の柄で足を探った。（現場は木の葉が堆積して滑りやすくなっていた。） 本人は、柄が地面に刺さったので、抜こうとして体勢を崩し、斜面を滑った。その時、左手でとっさに鎌の刃をつかんだ。 本人は、作業手袋を外し、挿んだ箇所を見たところ、中指と薬指が切れて出血していることを確認した。
支社	萩原	
営業所	SS	
事故 種別	傷害	
災害 程度	不 休	
年齢	20代	

7	本人は、上席者にケガをしたことを報告するとともに、上席者の指示で持っていたタオルで止血した。
8	上席者は、直ちに会社へ報告した。
9	本人は、上席者の運転により下呂温泉病院を受診し、治療（中指2針、薬指4針縫合）を受けた。

No.27		概 要
発生 年月日	9/5	<p><発生状況></p> <ol style="list-style-type: none"> 16:05 被災者は、班長、作業員A（計3名）とともに、高圧線圧縮ジャンパー接続作業に着手した。 16:40 頃 被災者は、1線目の作業完了後、2、3線目は、電線接続管（スリーブ）のサイズが異なる事から、圧縮器のサイズ取替を行った。その際、サイズ抜け止めのネジ・パネおよびボールが外れてしまった。 外れた部品を取付しようとしたが、ネジが見つからなかった。圧縮作業に支障がないため、2線目の圧縮作業を続行した。 17:10 頃、被災者は自動油圧式圧縮工具を工具袋に収納しようとした際、装置のアタッチメント操作レバーを切り忘れていたことに気づき、右手でレバー操作（ズームスター側→中立）を行おうとした。 その際、油圧ズームスターが動作する音と同時に左手親指が挟まれた。 ※アタッチメント操作レバーを操作しようとした際に、ズームスター操作スイッチを圧縮側に押ししてしまったと想定。 作業員Aは、被災者の「痛い」との声で指が挟まれたことに気づき、アタッチメント操作レバーを中立にした。 被災者の高圧ゴム手袋を外し確認したところ、左手親指先端に内出血があったため班長は、上長に連絡すると共に被災者は整形外科にて診察を受けた。
支社	三重	
営業所	津	
事故 種別	傷害	
災害 程度	怪 傷	
年齢	20代	

No.28		概 要
発生 年月日	9/10	<p><発生状況></p> <ol style="list-style-type: none"> 13:00 頃、本人は、応需伝票7件を持って現場へ出向した。 17:14 頃、7件目の現場へ向かう途中、上記地内を時速30km程度で走行していた。 当該交差点を発見し、時速を10km程度に減速して進入したところ、東進してきた相手車の前部が当車の左側面部に衝突した。 ただちに、本人は相手方のケガの確認と警察、会社および保険会社へ連絡した。 相手方は近隣の病院にて受診するも夜間のため診断書は発行されず。 翌日、当方、相手方とも別の診療機関にて受診を行い、診断書を受領した。 <p>シートベルト着用、服装：私服、コメンタリー：有</p>
支社	三重	
営業所	鈴鹿	
事故 種別	交通	
災害 程度	怪 傷	
年齢	20代	

No.29		概 要
発生 月日	9/26	<発生状況> 1 16:00頃 本人は帰宅のため、自転車にて営業所を出発した。 2 16:10頃 本人は当該交差点に差し掛かった際、右の道路から交差点へ進入してくる相手車両を発見した。 3 本人は相手車両が停止していることを確認し、交差点へ進入した。 4 交差点を通過途中、相手車両が前進し、自転車の右側と相手車両の前部左側が衝突した。 5 衝突した衝撃で、本人は自転車とともに転倒した。 6 16:12頃 相手方は、当方の怪我の状況を確認のうえ、警察へ連絡した。 7 16:15頃 本人は、上長に連絡した。 8 本人は、近隣の病院にて受診した。
支社	名古屋	
営業所	旭名東	
事故 種別	交通	
災害 程度	不休	
年齢	50代	

No.30		概 要
発生 月日	9/30	<発生状況> 1 18:10頃、被災者は、一戸停電対応のため、単独で現場へ出向した。 2 18:50頃、被災者は現地に着し、付近停電であることを確認したため、応援の要請をするともに、電源側へ向かって巡視を開始した。 3 20:00頃、被災者は0.9m×3.5m×3.6mの間（以下、「当該径間」という。）にて倒木（胸高直径約60cm、長さ約1.8m）により高圧線（家屋側1条）およびGWの断線垂下を発見した。同時刻、応援者1名が到着したことから、停電操作後に作業を開始した。 4 20:50頃、被災者は応援者監視のもと、断線垂下したGW撤去のため、0.9m×3.6m柱に昇柱を開始した。 5 被災者が、低圧腕金付近まで昇柱したところ、突風が吹き、周囲の木が「バンキバキ」と倒れる音が聞こえたため、本人の判断で、昇柱を中断した。 6 被災者が昇柱を中断して2から3秒後、当該径間の倒木がさらに傾斜し、当該径間の高圧線1条、低圧線3条が断線した。 7 低圧線が断線した際、電線の張力で低圧腕金が回転し、被災者の右前腕に接触した。 8 応援者は、継続作業は危険と判断のうえ、降柱を指示し、被災者は降柱した。 9 被災者は、右前腕部に痛みがあったが、時間が経過すれば痛みが引くと思った。 10 被災者ならびに応援者は、当該現場の安全を確認のうえ作業再開し、仮処置完了後、台風対応に従事した。 11 10月1日 4:00頃 会社へ戻り休憩をとった。 12 10月1日 7:30頃 被災者は、痛みが引かないため、上長へ報告後、整形外科で診察を受けた。 13 診察の結果は、「右前腕打撲・挫創」[全治7日間]と診断された。
支社	長野	
営業所	佐久	
事故 種別	その他	
災害 程度	不休	
年齢	20代	

No.31		概 要
発生 月日	10/1	<発生状況> 10/1 (月) 3:50頃 台風24号襲来に伴う復旧応援のため、被災者と同僚の2名は細江SSへ向け小牧営業所を出発した。 7:50頃 細江SSに到着した。 9:00頃 都築F81（以下、当該F）他1Fの救急規模把握巡視のためSSを出発した。 13:20頃 被災者は当該Fの倒木現場（09ミ861～851）の開閉器区間切離しのため、09ミ771Aの開放を実施した。その際、胸元に毛虫がおり手（皮手袋着用）で振り払った。（現場付近の薬局を探すも停電により閉店していた）痛みとかゆみを感じたがそのまま業務を継続。 16:10頃 当該Fの巡視が完了した。 17:00頃 追加依頼分の白昭F27救急規模把握巡視に着手した。 18:30頃 日没により巡視が困難なため、当日の巡視を中断し細江SSへ帰社した。 19:00頃 細江SSへ帰社後、夕食・休憩、巡視伝票の整理・発行、翌日の打合せ等を実施した。 23:00頃 宿泊先へ移動しガムテープにて皮膚についた針拔を実施、痛みとかゆみで眠れず。10/2（火） 6:30頃 起床、朝食 8:00頃 細江SSへ到着し、朝礼、ミーティングを実施した。被災者はミーティング終了後、名古屋支社応援責任者※に虫刺されのため、よく眠れなかった旨および薬局にて薬を処方してもらった旨を報告した。※痛痒みはあるが体調に異常なし 受診を勧められるも薬局でよく相談することのこと 寝不足のため運転は同行者がおこなうよう指示 9:00頃 昨日中断した白昭F27の救急規模把握巡視のため現場出向した。 10:30頃 巡視が完了した。 11:30頃 細江SSへ帰社し巡視伝票の整理等を実施した。 ※購入した塗り薬により痛痒みは少し和らいだ。 薬局からは様子を見るように指示があった。 13:00頃 応援業務（5件）のため現場出向した。 15:30頃 被災者は虫刺され箇所がひどく痛痒く少し気持ち悪くなってきたため、医者に行きたい旨を報告し、名古屋支社応援責任者は一旦細江SSへ帰社を指示した。 16:10頃 一旦細江SSへ帰社するよりも、近くの皮膚科をネットで調べて直接行きたい旨を報告し、名古屋支社応援責任者は了承した。 （現場近くの病院に向かうも停電で休診のため、離れた病院を予約した） 18:00頃 診察が終了した。
支社	名古屋	
営業所	小牧	
事故 種別	その他	
災害 程度	不休	
年齢	40代	

		<p>【診察結果】</p> <p>○病名：茶毒蛾(チビカガ)による虫刺され</p> <p>○診察結果：この後、2週間程度は症状が継続する可能性がある。</p> <p>○投薬：塗り薬、飲み薬（5日分）</p> <p>18:50頃 診察終了後、細江SSへ帰社した。</p>
--	--	--

No.3 2		概要
発生 月日	10/17	<p><発生状況></p> <p>1. 15:20頃本人は、執務室内の壁面収納庫下部（引き出し）の書類整理を開始した。</p> <p>※壁面収納庫上部は扉、下部は引き出しタイル。整理開始時は、扉の閉まっていることを確認した。</p> <p>2. 15:30頃、本人は引き出しの整理を完了し、立ち上がりとしたところ、上部の開いていた扉に頭をぶつけた。（出血なし）</p> <p>※立ち上がる際、上部扉の開閉状態は確認していない。立ち上がる際の扉が開いていた原因は不明</p> <p>3. 頭をぶつけた衝撃により、扉が破損した。</p> <p>4. 本人は、頭部に痛みを感じたが、そのまま業務を継続できる状態であったため、自業務を開始した。</p> <p>5. 16:00業務が終了したため、帰宅した。</p> <p>6. 17:00頃ぶつけた箇所が頭部であったため、念のため自宅近所の病院にて受診した。</p> <p>7. 10月18日（木）直局長に報告があり、頭部をさわる際に痛みがあることと、腫れていることを確認した。</p>
支社	岡崎	
営業所	豊橋	
事故 種別	その他	
災害 程度	不休	
年齢	30代	

No.3 3		概要
発生 月日	10/23	<p><発生状況></p> <p>1. 8:40頃、本人は応需業務のため、同僚と2名で営業所を出発した。</p> <p>2. 9:15頃、本人と同僚は2件目の現場へ到着しTBM実施後、計器取替工事に着手した。（旧計器120Aからスマートメーター60Aへ取替）</p> <p>3. 本人は、計器を取り外し負荷側の電線を段剥きしていた際、ナイフの刃先が滑り左親指爪側から第一関節にかけて負傷した。</p> <p>4. 本人は上長へ報告し、出血がひどく止まらなため上長が要請した救急車で病院へ搬送された。</p> <p>5. 本人は病院で、切創箇所を4針縫合する処置を受けた。</p>
支社	静岡	
営業所	浜北	
事故 種別	その他	
災害 程度	不休	
年齢	10代	

No.3 4, 3 5		概要
発生 月日	11/6	<p><発生状況></p> <p>1. 13:30頃、本人・助手は、配電線切替1件および測定器撤去1箇所を行うため営業所を出発した。</p> <p>2. 15:00頃、予定作業がすべて完了したため、帰社することとした。</p> <p>3. 15:50頃、上記地内の東通しの悪い番号交差点へ差し掛かった。</p> <p>4. 本人は、西進しながら青信号だと思い、時速約50km/hで交差点へ進入した（ドライバーの確認結果、当車側は赤信号）。</p> <p>5. 本人は、交差点内で南進してきた相手車を発見し、急ブレーキと同時に衝突した。</p> <p>6. 助手は、上長へ報告するとともに、警察および保険会社へ連絡した。</p> <p>7. 現場検証後、本人・助手は体調に異常がなかったため帰宅した。</p> <p>8. 翌朝、本人・助手は胸に違和感があったため近隣病院で受診し、本人（頸部挫傷 両肩挫傷）、助手（左肩挫傷 前胸部挫傷）と診断された。</p> <p>9. 相手方（同乗者は後部座席）は、当日に病院へ受診を勧めたが体調が良好のため面談されなかった。その後の受診状況は確認中。</p>
支社	岡崎	
営業所	岡崎	
事故 種別	交通	
災害 程度	怪傷	
年齢	20代	

No.3 6		概要
発生 月日	11/30	<p><発生状況></p> <p>1. 15時頃、本人は、応需業務を行うため、単独で国道18号を時速約40kmで走行していた。</p> <p>2. 当該横断歩道50m程手前で右側に手を挙げている歩行者を発見し停止行動に移った。</p> <p>3. 本人は、当該横断歩道手前で停止した。</p> <p>4. 停止した1から2秒後に後続車が当車後部へ追突した。（停車位置から1m程押し出された）</p> <p>5. 本人は、直ちに警察、保険会社および上長へ報告した。</p> <p>6. 本人は現場検証後、病院で受診した結果、頸髄挫傷と診断された。</p>
支社	長野	
営業所	長野	
事故 種別	交通	
災害 程度	怪傷	
年齢	20代	

No.3 7		概要
発生 年月日	11/30	<p><発生状況></p> <ol style="list-style-type: none"> 13:10頃、本人は、設計業務のため伝票5枚を持って単独で営業所を出発した。 15:15頃、手持ちの設計業務を完了した。 15:25頃、帰社途中に当該交差点に差し掛かった。 交差点手前約40mの地点で交差点右側より相手車が接近していることに気が付いた。(本人は、至近に通行したことがあり、相手側に一時停止の義務があることを知っていた) 当車は、相手車が一時停止すると思い、そのまま交差点に進入した。(約30～40km/hで走行：本人談) 相手車が一時停止せず、そのまま進入し、当車の右後方部に追突した。当車、相手車ともに停止行動をとっていない。 (追突するまで当車には、気が付かなかった：相手談) 当車は、衝突の直前で横転し、電柱に接触し停止した。(写真参照) 本人は、相手方の怪我の有無を確認するとともに上長に報告し、警察、保険会社に通報した。
支社	三重	
営業所	四日市	
事故 種別	交通	
災害 程度	怪傷	
年齢	20代	

No.3 8		概要
発生 年月日	12/10	<p><発生状況></p> <ol style="list-style-type: none"> 13:25頃 本人は、午後からの忘帯伝票6件を持って、上席者と出向した。 16:00頃 本人は、当該現場へ到着し上席者の誘導により、お客さま案内へバンックで駐車した後に車両後部に移動した。 本人および上席者は、車両後部ドアを開け、作業の準備を実施した。 上席者は、本人に対し、配電統合機帯端末操作とお客さま説明パンフレットの準備をするよう指示した。 <p>※本人は、配電統合機帯端末の操作のみであったため、保安帽は未着用。</p> <ol style="list-style-type: none"> 16:10頃 上席者は、お客さまに立会い作業内容をご説明し、増設工事に着手した。 本人は、車両後部で準備している際、通信アダプタのバッテリーが切れていることに気が付き、上席者へ報告するため配電盤まで移動。この際、後部ドアは開けた状態であった。 上席者は、報告を受けた後、本人へお客さま説明パンフレットを車両へ取りに行くよう指示をした。 本人は、運転席後部にあるお客さま説明パンフレットを取りに、小走りで移動した。 16:15頃 本人は、開いていた後部ドアに気が付かず頭部右側を後部ドアの角にぶつけた。 本人は、痛みによりその場に座り込んだ。 16:18頃 上席者が作業を終え車両に戻ると、本人が頭部から出血し、座り込んでいた。 上席者は、直ちに直属長に報告した。 直属長は、事業所から対応者を現地に派遣し、本人に最寄りの病院を受診させた。
支社	岡崎	
営業所	刈谷	
事故 種別	その他	
災害 程度	不休	
年齢	20代	

No.3 9		概要
発生 年月日	12/25	<p><発生状況></p> <ol style="list-style-type: none"> 18時40分頃、本人は業務を終え帰路についていた。 19時12分頃、帰路途中に上長より電柱折損復旧のため、呼び出しの連絡があり、会社へ向かった。 19時26分頃、県道を東進中、当該交差点で赤信号のため、前車に続き停車した。 停車後、約5秒程度経過した後、後続車に追突された。(追突前に急ブレーキ音はしなかった。) 双方の車両を安全な場所へ移動させ、警察および会社へ連絡をした。 19時40頃、警察による現場検証が実施された。 本人は腰に違和感を感じたため、病院にて受診した。 <p>※診断結果：問診のみで治療行為は無く病名等は不明。</p>
支社	名古屋	
営業所	小牧	
事故 種別	交通	
災害 程度	不休	
年齢	20代	

No.4 0		概要
発生 年月日	12/28	<p><発生状況></p> <ol style="list-style-type: none"> 7:40頃、本人は通勤のため私有車にて 自宅を出発した。 8:00頃、当該交差点へ差し掛かった。 本人は、当該交差点の危険性を認識しており、交差点10m手前から減速し徐行した。 当該交差点5m手前で、中央寄りを南進して来る相手対向車を確認したため、停止した。 相手対向車はそのまま交差点中央を走行してきたため、当方右前部と相手右前部が衝突した。 本人は、相手に怪我が無いことを確認した後、会社へ連絡した。(警察へは相手方が通報した。) 車両を安全な位置へ移動した。 本人は、出社後、腰に違和感が出てきたため病院で診察を受け、「腰部挫傷」と診断された。
支社	名古屋	
営業所	一宮	
事故 種別	交通	
災害 程度	怪傷	
年齢	20代	

No.4 1		概要
発生 年月日	1/9	<p><発生状況></p> <ol style="list-style-type: none"> 6:50頃、本人は出勤のため、自宅を私有車を出発した。 7:06頃、当該交差点付近に差し掛かり、赤信号のため前車に続き停止していたところ、後続の車両に追突された。 車を安全な位置に移動し、事故の内容を警察および上長へ報告した。 警察にて見分実施後、最寄りの病院を受診した結果、「頸椎捻挫」と診断された。
支社	静岡	
営業所	藤枝	
事故 種別	交通	
災害 程度	不休	
年齢	40代	

No.4 2		概 要
発生 月日	2/1	<p><発生状況></p> <ol style="list-style-type: none"> 9時10分頃、本人は応需業務のため、単独で営業所を出発した。 9時45分頃、2件目の全撤前調査を完了し、3件目のお客さま宅に向かった。 9時55分頃、当該交差点手前約80m付近で、赤信号および停車しているトラックを確認した。 当車は、信号待ちで停車中のトラックの後方約4m付近で停車した。 停車直後、バックミラーに視線を移した際、後続車が追ってきたことから危険を感じ、ハンドルを両腕で強く押し付け身構えた瞬間に追突された。 本人は降車し、追突の状況を確認後、追突した相手方運転者に負傷が無いことを確認しただちに警察・会社および保険会社へ連絡した。 警察の現場検証に立ち会った後、本人は、腰に痛みを感じたことから、市内の病院を受診し、腰椎捻挫と診断された。
支社	長野	
営業所	佐久	
事故 種別	交通	
災害 程度	不休	
年齢	40代	

No.4 3		概 要
発生 月日	2/4	<p><発生状況></p> <ol style="list-style-type: none"> 6時30分頃、本人は出勤のため自宅を出発した。 7時30分頃、本人は新安城駅で名鉄本線から西尾線に乗り換えし、空いた座席を見つけた。 本人は座席に座り、鞆を膝の上に置いたところ、鞆が落ちそうになり、叫喚に左手を出した。その際、前の壁に左手中指を突いた。 本人は指に痛みを感じたが突き指だと思い、その日は特段の処置をせず、仕事に従事し帰宅した。 翌日、本人は痛みが引かなかつたため、8時20分頃に上長に申し出て病院へ向かった。 診察の結果、「左中指中節骨折折」と診断された。
支社	岡崎	
営業所	西尾	
事故 種別	その他	
災害 程度	不休	
年齢	20代	

No.4 4		概 要
発生 月日	2/12	<p><発生状況></p> <ol style="list-style-type: none"> 7:20頃、本人は出社のため自転車にて寮を出発した。 7:25頃、信号機や停止看板等の標識がない当該の交差点に差し掛かった。 交差点を通過しようとした際に、脇道から左折しようとする相手車を確認した。 相手車が交差点手前で減速したため、当方を認識していると思い、交差点へ進入した。 本人は、交差点を通過途中、相手車がそのまま交差点に進入してきたため、当方の自転車側面と左側に相手車前部が接触し転倒した。 本人は警察及び上長に報告した。 警察の現場検証後、病院を受診した結果、左膝打撲傷と診断された。
支社	長野	
営業所	松本	
事故 種別	交通	
災害 程度	不休	
年齢	30代	

No.4 5, 4 6		概 要
発生 月日	2/26	<p><発生状況></p> <ol style="list-style-type: none"> 8:00頃 本人は同僚7名と外線作業（変圧器揚替、停電時間9:30-11:30）のため、社有車（2名乗車）にて営業所を出発した。 14:30頃 午前の作業現場の片付けが完了したため、別の現場へ移動を開始した。 14:50頃 国道1号線を東進中、当該交差点に接近したところ前車が赤信号で停止していたため当車も停止した。その際、後方の相手車が停止した事を確認した。（ギアはニュートラル、サイドブレーキ使用） 矢印信号で直進可能となったため、ギアをローに入れ、サイドブレーキを外そうとした時、相手車に追突された。 本人は、ただちに警察、保険会社および会社に連絡した。
支社	静岡	
営業所	浜松	
事故 種別	交通	
災害 程度	不休	

No.4 7		概 要
発生 月日	3/13	<p><発生状況></p> <ol style="list-style-type: none"> 14:10 本人は、お客さま申込みに伴う再営業現場の確認に単独で出向した。（前回撤去日3/11） 14:35 本人は、（低圧付近にある営業材（枝2本、ハンガー1本）を撤去するため、単独で昇柱した。 14:40 本人は、撤去した営業材を、右手に持ちながら降柱した。 本人は、梯子に足をかける前に胴綱を外したところ、足を踏み外して墜落した。 ※警察とお客さま（申込者）との現場検証では、地上高27m程度から墜落。 お客さまの通報により救急車が手配され、病院へ搬送された。 本人は、救急車の中から上長に電話した。
支社	名古屋	
営業所	春日井	
事故 種別	墜落	
災害 程度	不休	
年齢	20代	

No.4 8		概 要
発生 月日	3/18	<p><発生状況></p> <ol style="list-style-type: none"> 15:10頃 被災者は、単独で外壁塗装工事に伴うボリ管取付調査現場に到着した。 高圧引込線が足場を貫通していたため、先方工事を中断させたうえで、上長と保守長に状況報告および応援要請を行った後、監視に従事した。 16:50頃 先方作業（停電による足場撤去工事）が完了し送電操作を終え車両へ戻る際、昇柱梯子を左手で持って舗装路を歩行中、石（高さ5.5cm）を踏み右足首を捻った。 17:00頃 被災者は、応援者2名へ作業引継ぎを行い、右足首に若干の違和感があったが、歩行や運転に支障がなかったため、上席者に報告せずに単独で帰社した。 18:00頃 被災者は帰社後、右足首に若干の違和感はあるが、業務に支障がないことを上長に報告した。その際、上長から痛みが出るなら、病院で受診するように指示を受けた。 翌日、痛みが出たため、上長に連絡のうえ病院にて受診したところ、右足首関節両側韧带損傷と診断された。
支社	三重	
営業所	四日市	
事故 種別	その他	
災害 程度	確認中	
年齢	20代	

2 トーエネット災害発生状況

No.49		概要
発生 月日	3/25	<p><発生状況></p> <p>1 7:55 被災者と操作責任者は、変電所変圧器取替工事の操作・引継のため、変電所へ出向した。</p> <p>2 8:10 被災者と操作責任者は、変電所へ到着した。</p> <p>3 8:20 被災者と操作責任者は、操作用具の準備と操作票確認を実施した。</p> <p>4 8:24 操作責任者は、給電制御所へ停止・作業設定依頼を実施した。</p> <p>5 8:29 操作責任者は、給電制御所からの停止状態の受継および断路器「切」操作指令を受けた。</p> <p>6 8:32 被災者と操作責任者は、操作対象機器の前へ移動した。</p> <p>7 8:34 被災者は、操作責任者から操作指令を受け、断路器「切」操作を実施した際、激しいアーク光および煙が発生した。</p> <p>8 被災者は、アーク光が目に入り、両目が赤くなり、チカチカした感じとなった。</p> <p>9 8:50 被災者は、上長へ事象を報告の後、同僚の運転により、最寄りの眼科を受診した。</p>
支社	岡崎	
営業所	刈谷	
事故 種別	電気	
災害 程度	不休	
年齢	20代	

No.1		概要
発生 月日	7/12	<p><発生状況></p> <p>1 16:00頃、被災者を含む作業員以下4名は、4件目の現場に到着した。</p> <p>2 16:20頃、作業員以下4名は、作業前TBMを実施後、電灯新設工事の柱上作業を開始した。</p> <p>3 18:00頃、被災者は、柱上作業が完了したため地上へ降柱した。</p> <p>4 被災者は、対象電柱の自主点検をするため、離れた位置へ移動しようと、点検用のタワレットを見ながら、道路端を徒歩で移動し始めた。</p> <p>5 被災者は、蓋のある側溝の上を歩き出した際、途中から側溝の蓋がないことに気づかず、そのまま右足を踏み出し側溝に転落した。</p> <p>6 直ぐ後ろを歩いていた他の作業員が転落に気づき、直ちに作業員に報告した。</p> <p>7 18:06頃、作業員は会社と連絡するとともに救急車を手配した。</p> <p>8 18:50頃、救急車が現場に到着し、被災者は病院に搬送された。</p> <p>9 診断の結果、右足の大腿骨骨折と診断された。</p>
支社	長野	
営業所	松本	
事故 種別	傷害	
災害 程度	重傷	
年齢	60代	

No.50		概要
発生 月日	3/29	<p><発生状況></p> <p>1 18:50頃 本人は、勤務を終え私有車で帰路についていた。</p> <p>2 19:35頃 本人は、片側一車線の国道（緩やかな下り坂）を時速約60kmで走行中、セクレーンを越えて走行してくる対向車を発見し、急ブレーキを掛けたが間に合わず当車右前部と相手車右前部が衝突した。</p> <p>3 衝突したはずみで、対向車線にはみ出して停止した。</p> <p>4 本人は、警察に連絡するとともに上長へ報告をした。</p> <p>5 本人は、到着した警察官に発生状況等の聞き取りを受けた後、救急車にて恵那市内の病院に搬送された。</p> <p>6 21:00頃 本人は、搬送された病院で診察を受けた。当直医による診察の結果、骨等に異常はないが、念のため入院し翌日改めて専門医の診察を受けるよう指示を受けた。</p> <p>7 22:20頃 診察終了後、本人は上長に状況を報告した。</p> <p>8 3/30 9:00頃 本人は、専門医による再診を受けた。（治療行為は無かったが、後日診断書を受領予定）</p>
支社	岐阜	
営業所	多治見	
事故 種別	交通	
災害 程度	不休	
年齢	40代	

No.2		概要
発生 月日	8/24	<p><発生状況></p> <p>1 10:30頃、被災者は、現場責任者・作業員A・作業員B（計4名）とともに、低圧線のカバー改修現場に到着した。</p> <p>2 被災者は、TBM-KY終了後、高所作業車に搭乗し作業に着手した。</p> <p>3 10:45頃、被災者は、作業を完了させバケットを格納させた。</p> <p>4 現場責任者は、バケット内の被災者と作業員Aに次の現場への移動を指示し、作業員Bと次の現場へ向かうため当該現場を離れた。</p> <p>5 10:50頃、被災者は、降車のため、バケットから高所作業車左後方に移動後、ステップに右足を掛けたところステップから右足が滑りバランスを崩し、高さ約80cmの位置から左足首を内側に捻る格好で地面に着地した。</p> <p>6 11:00頃、被災者は、左足首に痛みがあったものの、高所作業車の運転はできると判断し、自らの運転で作業員Aと次の現場に移動した。</p> <p>7 現場到着後、被災者は現場責任者に事象と左足首に痛みがあることを報告した。</p> <p>8 11:05頃、現場責任者はチーム長に事象の報告をし、救急車の手配を行った。</p>
支社	長野	
営業所	佐久	
事故 種別	傷害	
災害 程度	重傷	
年齢	20代	

No.3		概要
発生 月日	8/28	<p><発生状況></p> <p>1 9:30頃 本人他9名は、高圧線張替現場に到着し、TBM-KY後、本人は高所作業車に搭乗し作業に着手した。</p> <p>2 10:30頃 本人は体の怠さを感じ始めたが、水分補給せず作業を続行した。</p> <p>3 11:00頃 本人は体の怠さと喉の渇きをさらに感じたが、水分補給は行わなかった。</p> <p>4 11:40頃 喉の渇きを強く感じたため、水分補給をした。(経口補水液500ml 1本と水筒の水500ml)</p> <p>5 12:00頃 体の怠さがかなり酷くなったため、現責に状況を申し出て、車内でエプロンをかけ休憩をした。</p> <p>6 12:30頃 本人は昼食をとったが、気分が悪くなり嘔吐した。本人はその後も水分補給しながら休憩していたが、症状は改善しなかった。</p> <p>7 13:00頃 本人は現責に状況を報告し、現責からチーム長へ連絡した。</p> <p>8 13:20頃 連絡を受けたチーム長が現着し、本人を乗せ一旦帰宅した。</p> <p>9 14:00頃 上長は、本人の体調がある程度改善されたため、本人へ念のため病院で受診するよう伝え帰宅させた。</p> <p>10 本人は、帰宅後病院で受診。熱中症と診断された。</p>
支社	岡崎	
営業所	岡崎	
事故 種別	その他	
災害 程度	軽傷	
年齢	20代	

No.4		概要
発生 月日	9/4	<p><発生状況></p> <p>1 11:40頃、被災者は、現場責任者と2名で、617 741 のバスロープ一揚替工事に着手した。</p> <p>2 12:00頃、現場責任者は、被災者が、揚替工事を完了し降柱を始めたため撤去品・工具類の後片付けを始めた。</p> <p>3 被災者は昇柱梯子から、地上へ左足から降りた際、左足裏に痛みを感じ、「痛い」と声を発した。</p> <p>4 現場責任者は、声に反応し振り返ると、被災者が地面に座り、左足の絶縁ゴム長靴を脱ぎようとしていた。</p> <p>5 現場責任者と被災者で左足裏を確認したところ、出血していることを確認した。(この時、着用していた絶縁ゴム長靴の底面には穴が開いていた)</p> <p>6 被災者が足を着いた場所を確認したところ、鋭利な切株があった。</p> <p>7 現場責任者は会社へ連絡した後、被災者を飯田市立病院に搬送した。</p> <p>8 被災者は、縫合と消毒の治療を受けた。</p>
支社	長野	
営業所	飯田	
事故 種別	傷害	
災害 程度	軽傷	
年齢	20代	

No.5		概要
発生 月日	10/18	<p><発生状況></p> <p>1. 12:30頃、A現責以下6名(以下、「作業班」という)は、午後の作業の準備工事を完了し、高圧停電工事の打合せとTBM-KYを行い、昼食をとった。</p> <p>2. 13:15頃、作業班は、午後の作業を再開した。</p> <p>3. 14:20頃、電線巻取車を使用して低圧線を張替するため、52+171柱に被災者は昇柱し、B技術者は地上で巻取作業に取り掛かった。</p> <p>4. 14:30頃、B技術者は、旧低圧線と新低圧線のスリーフ接続箇所が登間途中で共架に引っ掛かったため、巻取を一旦止め、被災者に共架との引っ掛りを外すよう指示した。被災者は、共架との引っ掛りを外すため、電線を揺すった。</p> <p>5. 14:35頃、B技術者は、共架との引っ掛りが外れたのを確認できたため、被災者に「巻くぞ」とトラソソバーで言った。</p> <p>6. 被災者の返事は確認できなかったが、B技術者は被災者の身体がガード付金車付近から離れたように見えたため、巻取を開始した。その直後、被災者から「痛い」という声が聞こえたため、巻取を止めた。</p> <p>7. B技術者は、被災者に状況を確認したところ、被災者は「挟んだ」と答えた。</p> <p>8. 14:40頃、A現責は、α社に電話にて事象を報告した。</p> <p>9. B技術者は、柱上にて、被災者の左手皮手袋が破れ、葉指から出血していることを確認したため、A現責の指示で、被災者の左手皮手袋を外し、ガーゼとサージカルテープにて応急処置を施した。</p> <p>10. 14:50頃、Cチーム長が現場に到着し、被災者を連れて営業所に戻った。</p> <p>11. α社所長は当社担当者に事象を報告した。</p> <p>12. 15:30頃、被災者はX病院で応急処置のみを受け、翌日、Y病院を受診するよう指示を受け帰宅した。</p> <p>13. 20:00頃 被災者は痛みが酷くなったため、Y病院に緊急外来を受診したところ手術が必要との診断を受けた。</p> <p>14. 22:00頃 手術を開始し、10/19 2:00頃手術完了、1週間程度の入院予定。</p>
支社	三重	
営業所	伊賀	
事故 種別	その他	
災害 程度	重傷	
年齢	20代	

No.6		概要
発生 年月日	12/5	<p><発生状況></p> <p>1 10時50分ごろ、現場責任者（以下、現実という）以下3名は、引込線撤去のため当日の第5現場へ到着した。</p> <p>2 現場到着後、現実はメーカー番号及び現場状況の確認、技術者Aと被災者は公衆保安処置を実施した。</p> <p>3 11時00分ごろ、現実はTBM-KIを実施した。</p> <p>4 11時05分ごろ、現実は以下3名は作業に着手した。</p> <p>5 技術者Aは高所作業車にて09サ981号柱の引込線をPJ（電線接続金具）付近で開放した。</p> <p>6 被災者は一連梯子（全長2.8m）を使用し、手の届く一番高い踏み板に補助フックを掛け、梯子を昇り、胴綱を踏み板に取り付けた。この時、現実は梯子の固定が出来ないことから、手で支えた。</p> <p>7 技術者Aは引込線の開放が完了した旨を現実へ伝えた。</p> <p>8 被災者は、引込線の開放が完了した報告を聞き、背相・黒相をDV梯子（引込み線引留め梯子）の張力側で切断した。（推定）</p> <p>9 この時、現実は下りてくる引込線が道路横断であるため、梯子から手を離し道路に向かって移動し始めた。</p> <p>10 11時10分ごろ、被災者は線相を切断後、バランスを崩した。（推定）</p> <p>11 現実および技術者Aは被災者が一連梯子ごと倒れかけているのを目撃し名前を叫んだ直後、被災者は地上約4.0mから一連梯子ごと道路へ墜落した。</p> <p>12 現実と技術者Aは被災者の下へ駆け寄り声を掛け、意識があることを確認した。</p> <p>13 11時15分ごろ、現実は交通誘導警備員に救急車の手配を依頼し、チーム長へ事象の報告をした。</p> <p>14 11時20分ごろ、救急車が到着し被災者を病院へ搬送した。</p>
支社	名古屋	
営業所	旭名東	
事故 種別	墜落	
災害 程度	怪傷	

No.		概要
発生 年月日		<p>3. 地中線業者災害発生状況（平成30年度：無災害）</p>
支社		
営業所		
事故 種別		
災害 程度		

No.1		概要
発生 年月日	6/18	<p>4. 委託店等災害発生状況</p> <p><発生状況></p> <p>1 9:15頃、班長以下4名（全員従事者ラックS）は高所作業車2台および作業車1台で、本日2件目の現場に到着した。</p> <p>2 班長以下4名で作業前TBMを実施、車両の配置と作業員の作業内容を確認し、注意事項「通行車両に注意」と決めた。</p> <p>3 被災者は、坂道（傾斜7度）に対し高所作業車を前下がりに駐車した。（09≒874から862側へ8mの地点）</p> <p>4 被災者は、坂道であることから、前側のアウトリガーの高さを保つために、ジャッキベース二枚重ねて設置した。</p> <p>5 9:35頃、被災者はベケットに乗り込んだ。この時、胴綱を使用しなかった。</p> <p>6 被災者がチームを前方いっぱい伸ばした時、ベケットがふわっと前方に傾きかけたため、とつさに近くににあった弱電用メッセンを両手でつかんだ。</p> <p>7 ベケットがそのまま前方に倒れていったため、被災者は弱電用メッセンにぶら下がったままになった。</p> <p>8 9:40頃、班長は、警備員の声で被災者が宙吊りになっていないことに気が付いた。</p> <p>9 班長は、被災者の救出のため、09≒862に設置した高所作業車を格納し、救出に向かう途中で被災者が力尽き、メッセンから墜落した。</p> <p>10 被災者は両足から墜落し地面に倒れこんだ。</p> <p>11 10:05頃、救急車が到着し被災者はトヨタ記念病院に搬送された。</p> <p>12 班長は社長へ連絡し、状況を報告した。</p>
支店	岡崎	
営業所	豊田	
事故 種別	墜落	
災害 程度	重傷	

5. 公衆災害発生状況

No.1		概 要
発生 月日	4/3	<p><発生状況></p> <p>1 13:30頃 本人は、応需業務のため伝票5件を持って、社有車にて単独で営業所を出発した。</p> <p>2 14:55頃、本人は、4件目の調査再新に向かうため、当該交差点を左折し、次の現場に向向しようとした。</p> <p>3 本人は、当該交差点手前で歩道を走っていた自転車が、横断歩道を渡りかけた時に減速し、ハンドルを少し左に切った。</p> <p>4 その直後、左前部で衝突音があり、相手方と接触したことに気づいた。(左後方は、確認していない。)</p> <p>5 本人は、すみやかに安全な位置に車両を止め、相手の怪我の有無を確認した後、車両状況を確認した。</p> <p>6 本人は、警察・保険会社および会社へ連絡した。</p> <p>7 警察による現場検証後、相手方は、右肩の痛みがあるため、病院で受診した。</p> <p>【相手談】 当車が左折するのは、サインカーが出ていて知っていたが左から追いつけると思ったと の事。</p>
支社	名古屋	
営業所	春日井	
事故 種別	交通	
災害 程度	相手方 負傷 (不休)	
年齢	50代	

No.2		概 要
発生 月日	7/18	<p><発生状況></p> <p>1 9:15頃、本人は応需伝票6件を持って、営業所を社有車にて2名で出發した。</p> <p>2 9:30頃、本人は1件目の現場(増設2件)に同僚を降ろし、単独にて次の現場に向向した。</p> <p>3 11:00頃、本人は応需伝票4件を完了させて1件目の現場へ同僚を迎えに行く途中、当該交差点に差し掛かり、赤信号のため前車に続いて停止した。(前車との車間距離2m程度。ギヤはドライブ、サイドブレーキ未使用でフットブレーキのみ使用。)</p> <p>4 本人は停止中、助手席に置いたボールウェッジにて1件目の現場位置を確認するため体を捻った。確認後、体を正面に向け直した時、右足がブレーキペダルから外れ、アクセルペダルに乗せてしまった。</p> <p>5 車両が前方に飛び出し、停止中の前車に追突した。</p> <p>6 本人はただちに安全な位置に移動し、相手方の怪我の有無を確認するとともに、警察、保険会社及び会社へ連絡した。</p> <p>7 相手方が首に痛みを訴えたため、病院での受診を依頼した。</p>
支社	静岡	
営業所	浜松	
事故 種別	交通	
災害 程度	相手方 確認中	
年齢	50代	

No.3		概 要
発生 月日	7/20	<p><発生概要></p> <p>高圧線張替工事において、歩道に仮置きした三連看板が昼休憩中に転倒し、自転車で通行していた被災者に接触負傷させた。</p> <p><発生状況></p> <p>1. 8時50分頃、現場責任者(以下、現実という)他6名と交通誘導員6名は、当該現場の電線張替工事に向向した。</p> <p>2. 12時30分頃、現実は、午前中の予定していた仮送ケーブル敷設と切替を終えたことから昼休憩に入るよう技術者および交通誘導員に指示をした。</p> <p>3. 現実は、昼休憩後、60ト841号柱へ高所作業車を設置することから、歩行者の通行に支障とならないよう道路と並行に歩道内へ自ら三連看板を仮置きした。</p> <p>4. 現実他6名は昼食のため現場を離れた。</p> <p>5. 12時55分頃、被災者は帰宅するため自転車にて、西から東に向け歩道を友人と2台で並走してきた。</p> <p>6. 歩道の車道側を走行していた被災者が三連看板の横を通り過ぎようとした時、三連看板が歩道側へ倒れた。(倒れた原因(風・車両の風圧)は不明だが、被災者家族による本人への聞き取り結果)</p> <p>7. 被災者は右手で三連看板を払いのけようとした時、被災者右腕の手首から肘の間に三連看板が当たり切れた。(接触した瞬間は誰も見ていない)</p> <p>8. 昼休憩のため60ト842号柱付近(東側20m程度先)にいた交通誘導員が、被災者を発見し、近くの診療所に搬送した。(診療所にて救急車を手配)</p> <p>9. 被災者は、駆けつけた救急隊員にて病院に搬送された。</p> <p>10. 13時9分頃、被災者に付き添いをした交通誘導員は、昼食から戻ってきた技術者に被災者の状況を報告し、技術者より現実へ通行人がけがをした旨を報告した。</p>
支店	名古屋	
営業所	天白	
事故 種別	その他	
災害 程度	相手方 負傷 (不休)	
年齢	20代	

No.4		概 要
発生 月日	9/10	<p><発生状況></p> <p>1 13:00頃、本人は、応需伝票7件を持って現場へ出向した。</p> <p>2 17:14頃、7件目の現場へ向かう途中、上記地内を時速30km程度で走行していた。</p> <p>3 当該交差点を発見し、時速を10km程度で減速して進入したところ、東進してきた相手の前部が当車の左側面部に衝突した。</p> <p>4 ただちに、本人は相手方のケガの確認と警察、会社および保険会社へ連絡した。</p> <p>5 相手方は近隣の病院にて受診するも夜間のため診断書は発行されず。</p> <p>6 翌日、当方、相手方とも別の診療機関にて受診を行い、診断書を受領した。</p>
支店	三重	
営業所	鈴鹿	
事故 種別	交通	
災害 程度	相手方 負傷 (不休)	
年齢	20代	

No.5		概 要
発生 年月日	10/9	<p><発生概要> 電柱支柱工事において、N T T引込ケーブル（以下、『ケーブル』という）外し作業中、自転車で通過した被災者が道路の地上高不足のケーブルへ接触し負傷した。</p> <p><発生状況></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 8:10頃、現場責任者（以下『現責』という）以下6名は、配電線ルート変更に伴う支柱作業現場に到着した。 2. T B M-K Y実施後、作業を開始した。 3. 11:50頃、現責は、支柱する電柱（04 1 382～381～372～376）間にケーブルが共架されていたため、チーム長に報告した。 4. 13:00頃、チーム長からケーブルの外し作業指示を受けた現責は、技術者に04 1 372柱のケーブルを外し地上に降ろすように指示した。 5. 13:05頃 現責は、04 1 372～376 柱間のケーブルが河川横断しているため、道路を見渡し自転車や歩行者が通行していないことを目視で確認した後、技術者に04 1 372柱のケーブルを外させた。 6. 13:05頃、現責は、道路と河川の地上高を確保するため、04 1 372 柱付近の雑木の地上高1.1mの位置にケーブルを巻き付け、04 1 376 柱側道路を目視で2 t t トラックが通過できると思われる地上高を確保した。（現責談） 7. 13:07頃、現責は、04 1 372 柱の支柱作業を監視している時、04 1 376 柱の方向から女性の大きな声が聞こえたため04 1 376 柱を確認した。 8. 現責は、雑木に巻き付けていたケーブルが垂れていること、04 1 376 柱付近に自転車に乗った女性が停車していることを確認した。 9. 現責は、被災者から自転車で通過する際にケーブルへ接触したことを確認した。 10. 13:46頃、B社とA社が病院を訪問し、被災者の受診結果を確認した。 11. 16:05頃、B社は近くの交番に向向き災害状況を説明した。（災害直後に電話したものの不在であった。）
支社	静岡	
営業所	静岡	
事故 種別	その他	
災害 程度	相手方 負傷 (不休)	

No.6, 7		概 要
発生 年月日	12/8	<p><発生状況></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 13:00頃、本人は、応急伝票7件を持って現場へ出向した。 2. 17:14頃、7件目の現場へ向かう途中、上記地内を時速30km程度で走行していた。 3. 当該交差点を発見し、時速を10km程度に減速して進入したところ、東進してきた相手の前部が当車の左側面部に衝突した。 4. ただちに、本人は相手方のケガの確認と警察、会社および保険会社へ連絡した。 5. 相手方は近隣の病院にて受診するも夜間のため診断書は発行されず。 6. 翌日、当方、相手方とも別の診療機関にて受診を行い、診断書を受領した。
支店	岐阜	
営業所	大垣	
事故 種別	交通	
災害 程度	相手方 負傷 (不休)	

No.8		概 要
発生 年月日	3/29	<p><発生状況></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 9:00頃、現場責任者以下4名は、歩道内の民地側管路撤去工事を開始した。 2. 10:30頃、現場責任者は、歩道上の民地側（歩道半分）の管路撤去完了後、残りの車道側管路を撤去するため、民地側にコンパネ（高さ2cm）を敷いて、歩行者用通路として開放した。 3. 10:40頃、歩道内の車道側管路撤去工事を開始した。 4. 14:20頃、現場責任者以下4名は、管路の撤去作業を終え、埋戻し作業を行っていたところ、西側から被災者とお孫さんが歩いてきた。また同時に東側から自転車が接近してきたため、ガードマンは自転車を停止させ、歩行者を優先して通行させてさせることとした。その際ガードマンは被災者に「段差に気を付けてください。」と声掛けした。その後、被災者がコンパネの段差につきまつき、転倒し両手の手のひらをついた。 5. 現場責任者は被災者に声掛けしたところ、手のひらに擦り傷があり、血が滲んでいたため、応急処置を施した。その後、一緒に病院へ行くように伝えたが「大丈夫」と言われ、帰宅された。（連絡先は確認済） 6. 15:00頃、A社G長は、被災者へ電話連絡し、自宅付近の整形外科を受診予定であることを確認した。 7. 16:30頃、A社課長は、病院へ出向し被災者の親族へケガの状況を確認。両手の手のひらに擦り傷、右肩付け根骨折と診断された。本被災による、入院および手術は不要で、1週間後に再診予定。
支社	名古屋	
営業所	中	
事故 種別	その他	
災害 程度	相手方 負傷 (不休)	

平成30年度下期 安全パトロール実施結果

委託業務を対象とした安全パトロールの実施結果を以下のとおり報告する。

1 パトロール実施結果

各営業所より報告があったパトロール結果を、次の通り報告する。

(1) 静岡電気引込工事センター (パトロール結果3回)

適用	内容	実施日	実施箇所
指導事項 (指摘・推奨)	・指摘、推奨事項なし。	H30.12.19	静岡
	・指摘、推奨事項なし。	2019.2.15	
良好事例	・作業前 TBM において、服装、検電器、低圧手袋の点検、作業内容・手順の指示、KY および KY に対策対策・フオロー等が実施されていました。 ・高所作業車の輪留め、車体アース、アウトリガーの張り出し手順が正規でした。 ・本柱、スッポンの換電の実施、引込接続箇所の低圧線防護および流出防護の取付、柱上接続時の突屋側作業者への合図連絡等がトランジマーを活用して実施されており、活線に対する安全意識の高さが伺えました。 ・作業責任者の指示、監視が出来ており、作業者も作業の各工程前に作業責任者への連絡が出来ていました。 ・高所作業車の車体アース、輪止めが適切に設置してあり、アウトリガーの張り出しも正規な手順でした。 ・活線作業中は、作業責任者は監視し易い位置で重点監視できていました。 ・狭く交通量の多い道路上での作業でしたが、危険表示、誘導員等、安全に配慮した配置が出来ていました。 ・柱の周りの作業区域の表示が出来ていました。 ・高所作業車の坂下配置、タイヤ4か所坂下側への輪止めの設置、車体アースの接地、アウトリガー・ジャッキの操作手順が適切でした。 ・道路横断の引込架線現場でしたが、高所作業車を2台使用して連絡を取り合いながら、電線垂下防止等々を注意しながら安全に作業していました。 ・活線作業中の作業責任者の監視は見やすい位置で行い、柱上作業者からの工程毎の連絡、報告が実施されました。 ・道路横断引込工事時、公衆保安確保のため、車両が通行するたびに作業を止めて行っていました。	2019.2.15	静岡
	2019.3.8		

(2) 清水電気引込工事センター (パトロール結果2回)

適用	内容	実施日	実施箇所
指導事項 (指摘・推奨)	・指摘、推奨事項なし。	H30.10.4	清水
	・保護員、防具ともに確実に使用されており、鉄製の計器 BOX への流出防護も確実に実施されました。	2019.3.14	
良好事例	・狭い道での作業で、時折自転車や歩行者が通過する場面がありましたが、通過するまで作業を停止し交通誘導していました。(落下防止ネットの取付有) ・柱上作業では、仮定場を取付し安定した姿勢で作業できていました。	H30.10.4	清水
	2019.3.14		

(3) 藤枝電気引込工事センター (パトロール結果6回)

適用	内容	実施日	実施箇所
指導事項 (指摘・推奨)	・指摘、推奨事項なし。	H30.11.2	島田
	・指摘、推奨事項なし。	H30.11.2	
	・指摘、推奨事項なし。	2019.2.15	
	・指摘、推奨事項なし。	H30.11.28	藤枝
	・引込線接続時の電線線磨きを実施してください。	2019.3.12 AM	
	・指摘、推奨事項なし。	2019.3.12 PM	

た。また補助ワックの位置は腰より上で問題ありませんでした。
・柱上での活線作業は、保護員の着用、防護の取付が確実に実施されていきました。
・支持点の作業では、胴綱と補助ロープを取付し、屋根の踏み抜きに十分注意して作業して行いました。
・監督者は、作業者の監視できる位置に常に移動し、作業指示を出していました。

良好事例	・活線作業において、保護員、防具の使用を確実に実施されていました。 ・引込線接続時、作業者は監督者へ呼称（線磨き、接続相の確認、接続後の PJ 接続確認）により、報告、応答が着実に実施されていました。 ・自主検査項目について、道路高、弱電との離隔確認を換竿、スケールを活用し実施されました。 ・計器取付時停電作業でしたが、中相から取付しており良い習慣が身に付いていることを確認しました。また線磨きの確実実施およびトルクドライバーを使用して2段階で確認していました。 ・送電後の電圧確認時、安全マスを着用し実施していました。 ・張替対象需要家への作業 PR を丁寧に実施していました。 ・活線作業において、保護員防具を確実に使用していました。 ・引込線接続時、作業者と監督者相互で呼称、応答（線磨き、接続相の確認、接続後の PJ 接続確認）により、報告、応答が着実に実施されていました。 ・施工後の道路高計測については、検竿を使用し実施していました。 ・使用する引込線は、毛布で保護されており、延焼時も地面を引きずらないよう相互で声を掛け合い丁寧な作業を実施されておりました。 ・活線作業において、保護員防具を確実に使用していました。 ・引込線接続時、作業者は監督者へ呼称（線磨き、接続相の確認、接続後の PJ 接続確認）により、報告、応答が着実に実施されていました。	H30.11.2	島田
	2019.2.15		

適用	内容	・高所作業車の緊急停止動作確認をバケツト側、地上側共に確認して行いました。	実施日	実施箇所
		・屋根上作業時墜落防止の胴綱は、確実に実施されました。		
		・柱上活線作業時、低圧手袋、防護の使用は確実に実施されています。		
指導事項 (指摘・推奨)	内容	・監督者の重点監視のもと作業が行われていました。	2019. 11. 28	掛川
		・お客さまの植木等周囲の状況に十分配慮して作業されていました。	2019. 3. 12	
		・TBMにて作業手順、分担の指示やKYの実施が確実に行われていました。		
適用	内容	・作業範囲の公衆保安が確保されました。	2019. 3. 12	実施箇所
		・高所作業車の緊急停止動作確認をバケツト側、地上側共に確認して行いました。		
		・長梯子使用時の転倒防止措置は確実に実施されていました。		
指導事項 (指摘・推奨)	内容	・TBMにて作業手順、分担の指示やKYの実施が確実に行われていました。	2019. 3. 12	実施箇所
		・監督者の重点監視のもと作業が行われていました。		
		・各工程で安全呼称が実施されていました。		

(4) 掛川電気引込工事センター (パトロール結果 3回)

適用	内容	・指摘、推奨事項なし。	実施日	実施箇所
		・指摘、推奨事項なし。		
		・指摘、推奨事項なし。		
指導事項 (指摘・推奨)	内容	・指摘、推奨事項なし。	2019. 2. 27	実施箇所
		・お客さま宅に高所作業車を設置し、道路に面した箇所はセフテイエーション、セフテイエーパーで区画され、公衆保安の確保に努めていました。		
		・作業者が低圧活線作業に入る前に、監督者が低圧シートの防塵の指示がされ良好でした。		
適用	内容	・現場が強風においての高所作業車のバケツトの揺れやロープの吹き流れ防止指示、昇柱作業での足場ボルトと引込腕金の状況により、仮足場取付の指示がされ、現場状況に応じたTBM、KYがされています。	2019. 12. 14	掛川
		・高所作業車の設置方法として、安定した場所、輸止めを活用、セフテイエーションによる危険表示等、公衆保安確保を含めた安全措置がされていました。		
		・作業前に作業現場の確認、作業方法の打合せのTBMがされていました。		
指導事項 (指摘・推奨)	内容	・前回パトロール時の指摘事項、引込線接続替え時の低圧手袋未使用ですが、今回、作業者は低圧活線部分近の作業にも保護具(低圧ゴム手袋)を早めに着用し安全作業に努めました。監督者も保護具(低圧ゴム手袋)の活用について指示を早めに行っていました。	2019. 2. 13	掛川
		・作業者は、引込線新設太物 (38DV ³) 空中分枝の作業内容や手順を把握しており、列車的に作業が行われていました。交通量の多い所だったので効率よく作業されていました。		

(5) 浜松電気引込工事センター (パトロール結果 6回)

適用	内容	・高所作業車のバケツト異動時に移動呼称が実施されていました。	実施日	実施箇所
		・高所作業車のジャッキ張出格納は、車体後輪が張出時は後方が後で、格納時は後方が先と、確実に後方車輪が設置した状態で操作されています。		
		・監督者は監視に専念されていました。		
指導事項 (指摘・推奨)	内容	・引込線接続時に保護員が確実に使用されています。	2019. 2. 27	掛川
		・高所作業車の輸留めが確実にされています。		
		・高所作業車、作業車の作業エリアにはセフテイエーパーを使用し、危険表示がされています。		
適用	内容	・作業場所での交通誘導には、カーブを置き交通誘導されています。	2019. 11. 5	実施箇所
		・樹木との接触を避けるために、無理をせずに高所作業車の配置を整えています。		
		・TBMの時にもう少し詳しく車両設置、ズームの伸ばし方について話し合いがなされれば、ロスが少なくなると思います。		
指導事項 (指摘・推奨)	内容	・低圧線の皮剥き後、充電部の露出時間が長くなるようでしたら(監視できなくなるようでしたら)、低圧シート等で防護するようにしてください。	2019. 12. 19	浜松
		・高所作業車のバケツト直下を車両が通過する時、場合によっては作業を一時中断するなどの対応もお願いします。		
		・指摘、推奨事項なし。		
適用	内容	・最初の高所作業車設置時に輸止めを忘れていました。輸止めは、車両設置の都度、確実に実施してください。(移動後の高所作業車設置時には改善されています。)	2019. 01. 29	実施箇所
		・作業範囲は、セフテイエーションまたはセフテイエーパーで確実に囲ってください。(その場で指摘)		
		・高所作業車を移動後、再配置した際に、車両用アームの再打ち込みが不十分であったため確認を確実にお願いします。		
指導事項 (指摘・推奨)	内容	・保護具、防具は、損傷防止のため別の袋に収納するようにお願いします。	2019. 10. 10	実施箇所
		・柱上で引込線を接続し、架電後に計器で電圧、LED表示確認をする時は、検電器の有効活用をお願いします。		
		・指摘、推奨事項なし。		
適用	内容	・作業中の合図、連絡は大きな声でお願いします。	2019. 02. 08	実施箇所
		・支持点作業と計器作業箇所が上下でしたが、作業責任者より注意喚起と高所作業車のバケツト位置の明確な指示があり良好でした。		
		・高所作業車で柱上の低圧部分へ近づくと、弱電のワイヤーに気を付けて施工されました。		
指導事項 (指摘・推奨)	内容	・KYでの「落下物に注意！」に知して、上空の作業者と地上の作業者の意思の疎通がなされており、特に注意して施工していました。	2019. 11. 12	実施箇所
		・1つ1つ確認しながら、確実に作業されていました。		
		・作業責任者は、作業進捗の把握と声掛けを積極的に行われており、良かったです。		

<ul style="list-style-type: none"> ・セブティコーンやセブティコーンバーで作業範囲を広く確保し、公衆保安がされており安全に作業していました。 ・安全、確認師称もハッキリ声を出して良かったです。お互いが理解するまで所々で打合せをしており、スムーズかつ安全に作業されていました。 ・交通量の多い箇所での作業でしたが、作業者、監督者間で声掛けを行い、通行人や車両に配慮した作業が出来ていた。 	H30.12.20	
<ul style="list-style-type: none"> ・現場は強風でしたが、1つ1つの作業について慎重かつ確認して安全に作業していた。 	2019.03.11	
<ul style="list-style-type: none"> ・良好事例なし。 	H30.10.10	
<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報取扱の取扱について、作業等で持参できない場合に鞆開口部と車両座席の置き場で各々施錠されていました。個人情報紛失防止策が確実に行われていると感じました。 ・マッセンジャーライターの検電時、実施結果の呼称が行われていました。 ・作業区域への立ち入り禁止の表示方法に工夫がされていて、分かり易いと思いました。(ラミネートによる注意喚起) 	2019.02.08	浜北
<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の取扱 ○作業中→鞆を社内の見えにくい場所へ収納し、施錠されていました。 ○作業以外→作業者が肌身離さず持つていました。 ・バケットの作業者は、弱電線、マッセンジャーライターの順で検電を実施していました。 	2019.02.15	

(6) その他 (パトロール結果集約による指導事項の傾向について)

- ・高所作業車の設置方法、手順、緊急停止動作の有無を確認した事業場が多かったです。高所作業車自走災害を受けて確認しているものが、災害を風化せず繰り返し伝えていくことと、作業チームの一人一人が自分たちのルールとして理解、納得し、定着されることを望みます。
- ・公衆保安の確保について、高所作業車のバケット旋回範囲への危険標識の設置や、車両、歩行者の通行止めなど、作業チーム内だけでなく、交通誘導員との連携も上手く機能しているようです。しかしチームとして慣れてくると以心伝心を過信し、分かっているだろうと作業に入り、危険な状態を放置してしまうことも過去の災害から想定されます。作業前のTBMで作業チーム内は勿論、交通誘導員とも危険のポイントに関する打合せを実施し、皆が共通の認識(危険のポイント)を持って作業に入るよう現場監督者に伝えてください。
- ・個人情報の紛失に関する対策の実施状況が報告されています。当事者が対策を実施することは、その事象の深刻さを理解しているからであり、今後も持続されていくことと思います。課題は、当事者以外のチームが、今回の事象について保管方法、持参方法を振り返り、同事象を発生させない当事者意識があるかだと思います。法令に関わる事象(個人情報だけでなく、活動時の作業ルールも含め)について、今一度認識を深くし、無事故、無災害、無トラブルで2019年度もよろしく願います。

以上